

日本の医療・介護  
当面する課題にどう対応するか  
～医療介護提供体制の視点から～

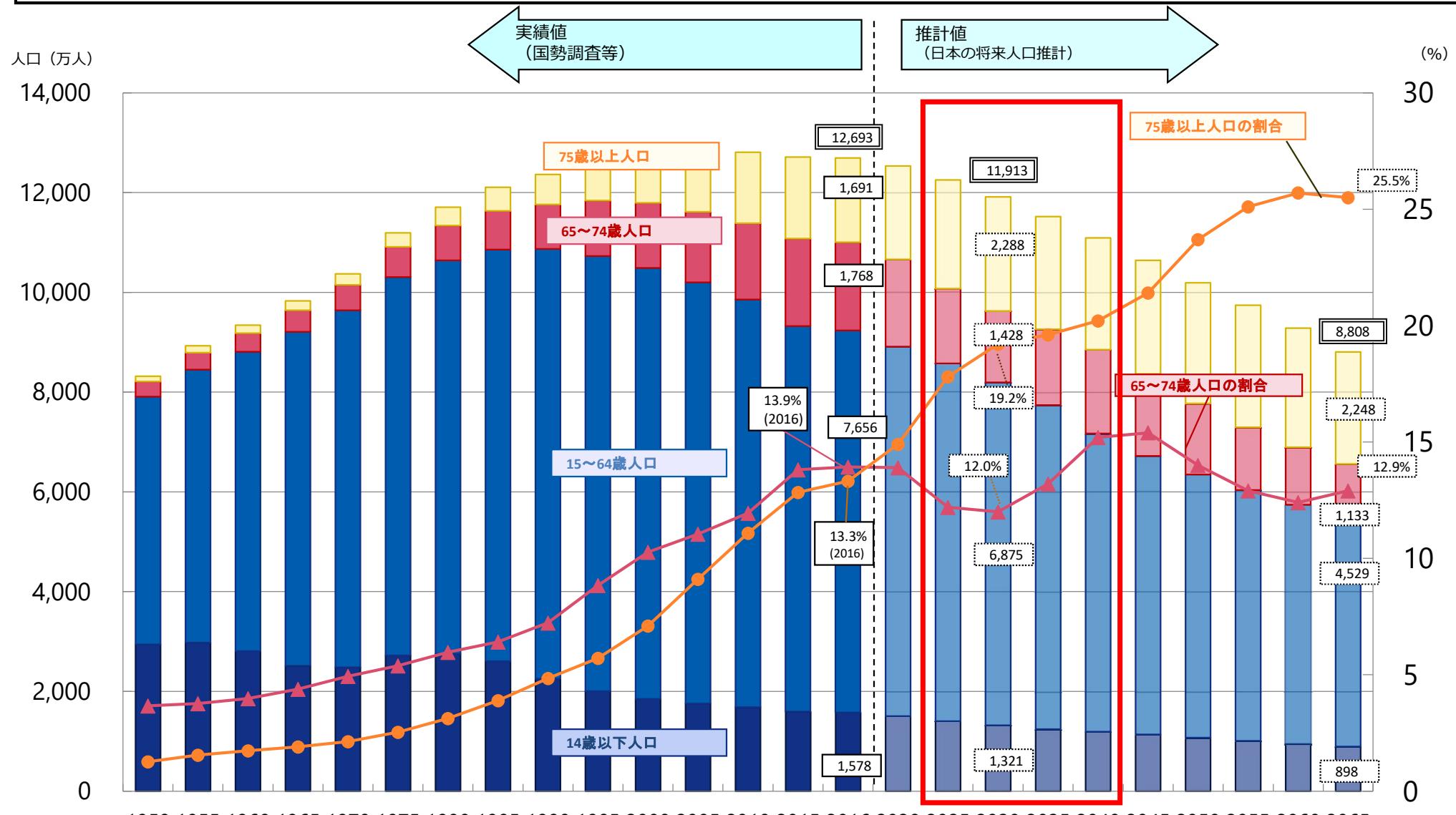
2026年1月22日

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 江澤 和彦



# 総人口の推移

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していくことが想定される。

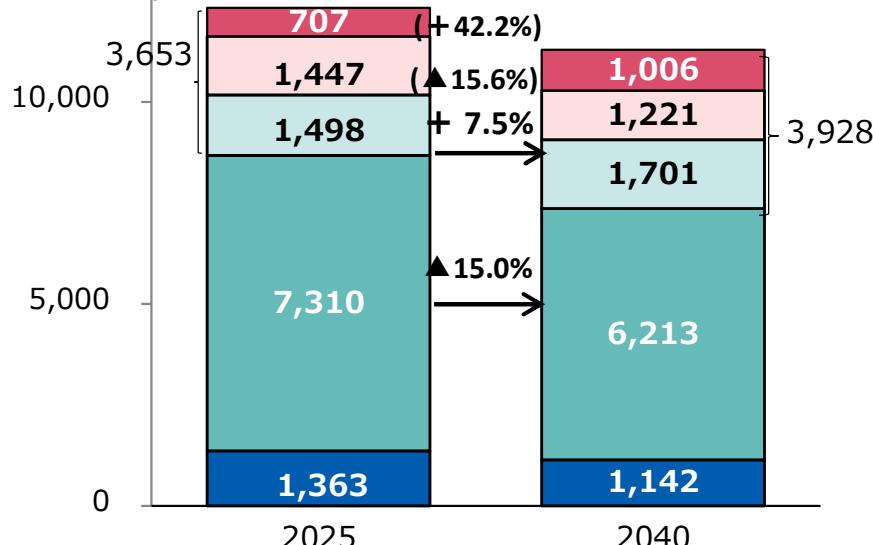


# 2040年に向けた課題

- ガイドラインにおいては、日本全体としての高齢化や生産年齢人口の減少等の課題や、地域ごとの異なる課題を踏まえながら、整理していく必要がある。

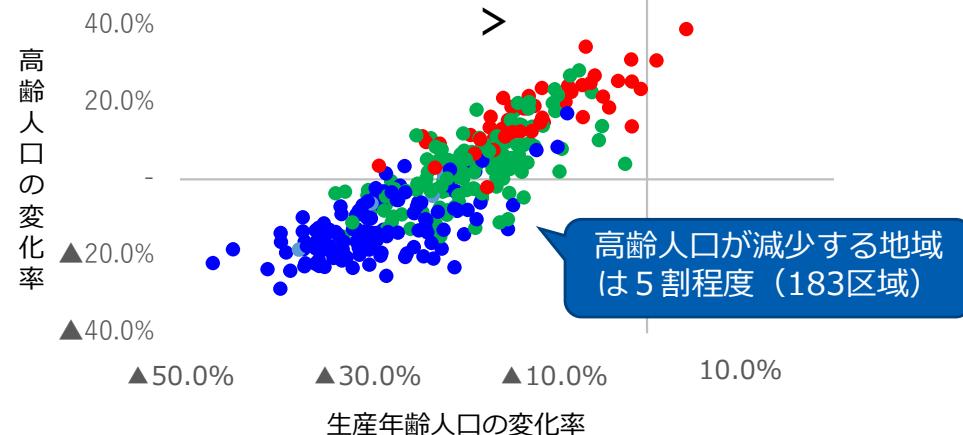
## <日本全体の課題（人口構造の変化）>

（単位：万人）



（出典）総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 令和5年推計」

## <地域ごとの課題（2025年→2040年の年齢区分別人口の変化の状況）>



### 大都市型

#### 医療需要

- 地域の人口：横ばい
- 高齢者人口：増
- 在宅医療需要：増
- 外来医療需要：横ばい

#### 生産年齢人口

- 一部の地域で増
- 多くは0～30%程度減

#### 課題

- 増加する高齢者救急・在宅医療の受け皿の整備等

### 地方都市型

#### 医療需要

- 地域の人口：減
- 高齢者人口：増
- 在宅医療需要：増
- 外来医療需要：減

#### 生産年齢人口

- 0～40%程度減

#### 課題

- 支え手の減少に対応できる提供体制の構築等

### 人口の少ない地域

#### 医療需要

- 地域の人口：減
- 高齢者人口：減
- 在宅医療需要：増～減
- 外来医療需要：減

#### 生産年齢人口

- 10～50%程度減

#### 課題

- 地域の実情に応じた必要な医療機能の維持等

※地域毎に状況は異なるものの、大きな方向性について記載

## 地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、子どもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

## 2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

## 方向性

### （1）サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

#### 【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
  - 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、
  - 訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、
  - 市町村事業によるサービス提供 等
- ・地域の介護等を支える法人への支援

## 基本的な考え方

- ① **「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化**
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生（※）**

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

※ サービス需要変化の地域差に応じて3分類

#### 【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・包括的・在宅サービスの検討

#### 【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- ・将来の需要減少に備えた準備と対応

### （2）人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上  
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

### （3）地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ  
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

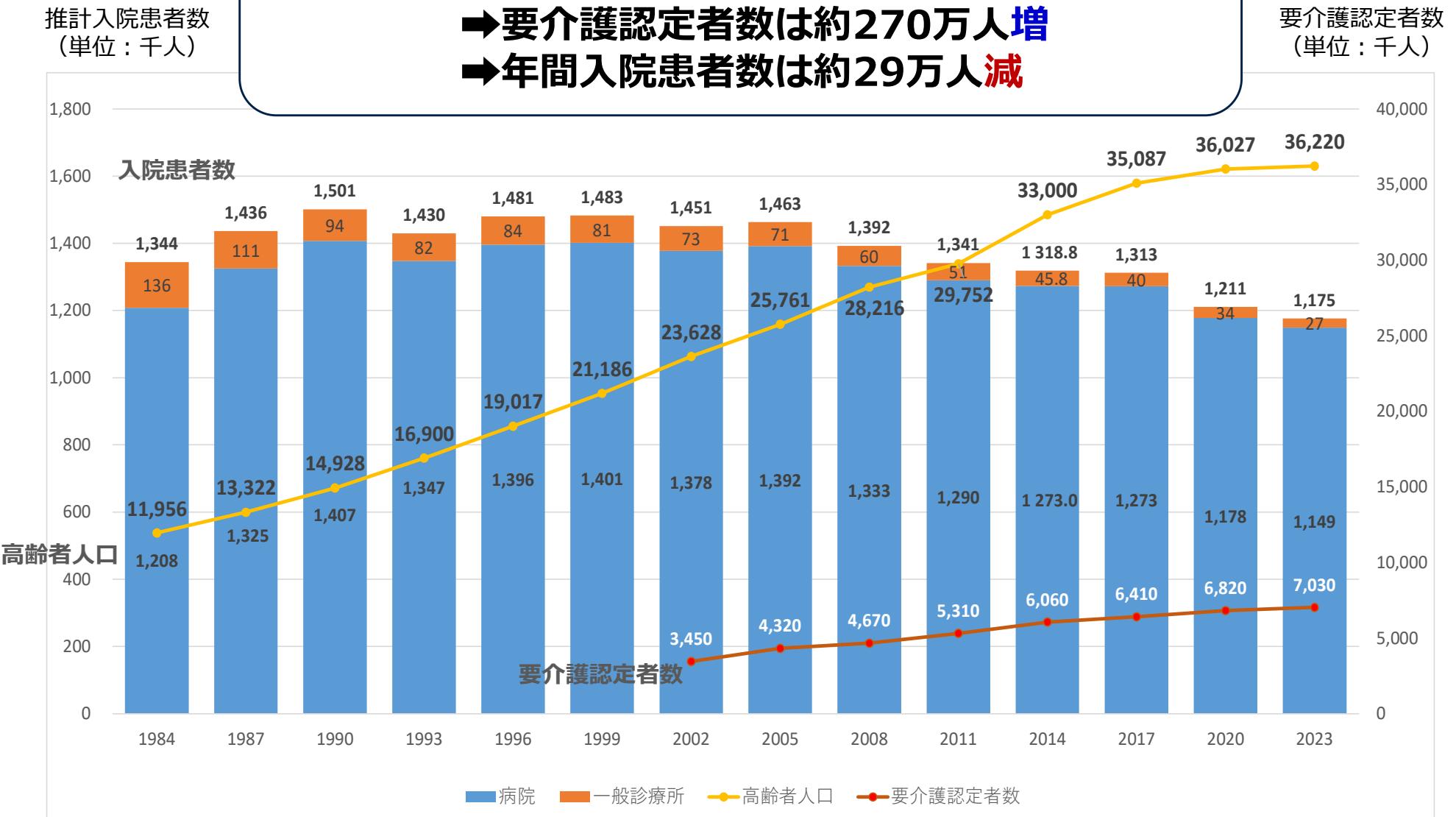
### （4）福祉サービス共通課題への対応 (分野を超えた連携促進)

- ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

# 高齢者人口・要介護認定者数・推計入院患者数の推移

2005年から2023年にかけて  
 →高齢者人口約1,046万人増  
 →要介護認定者数は約270万人増  
 →年間入院患者数は約29万人減



推計入院患者数：患者調査より作成

高齢者人口：国勢調査より推計 ※2023年は総務省「人口推計」令和5年7月確報値より

要介護認定者数：介護保険事業報告より作成 ※2023年は令和5年7月分暫定値より

# 脳血管疾患者数の推移

- 脳血管疾患の患者数は年々減少してきており、急性期を経過し、ADLの向上や在宅復帰を目的とした集中的なリハビリテーションを受ける患者数も減少することが見込まれる。

千人

脳血管疾患者数の推移（入院）

250

200

150

100

50

0

平成8年 平成11年 平成14年 平成17年 平成20年 平成23年 平成26年 平成29年 令和2年 令和5年

千人

脳血管疾患者数の推移（外来）

200

180

160

140

120

100

80

60

40

20

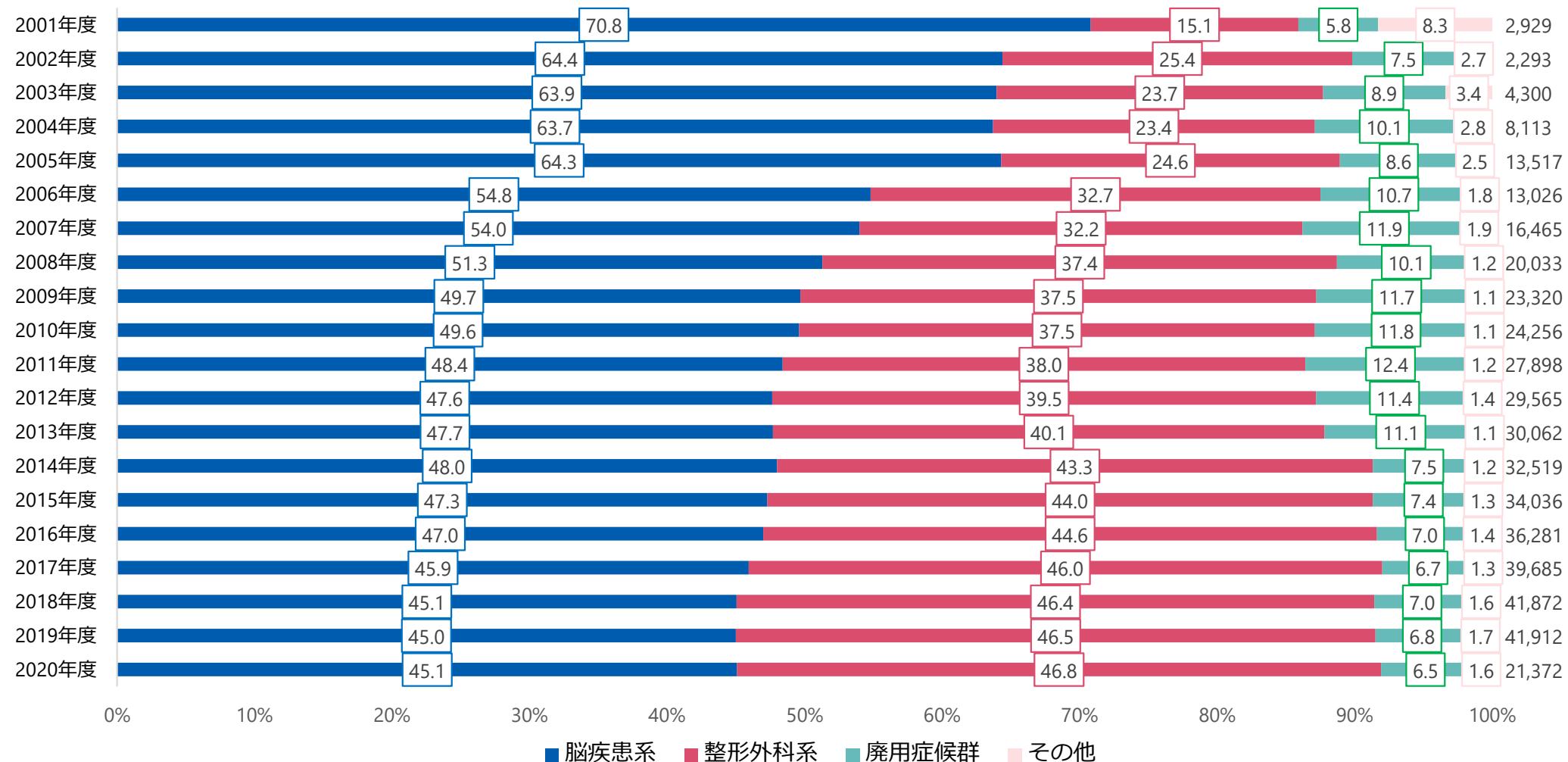
0

平成8年 平成11年 平成14年 平成17年 平成20年 平成23年 平成26年 平成29年 令和2年 令和5年

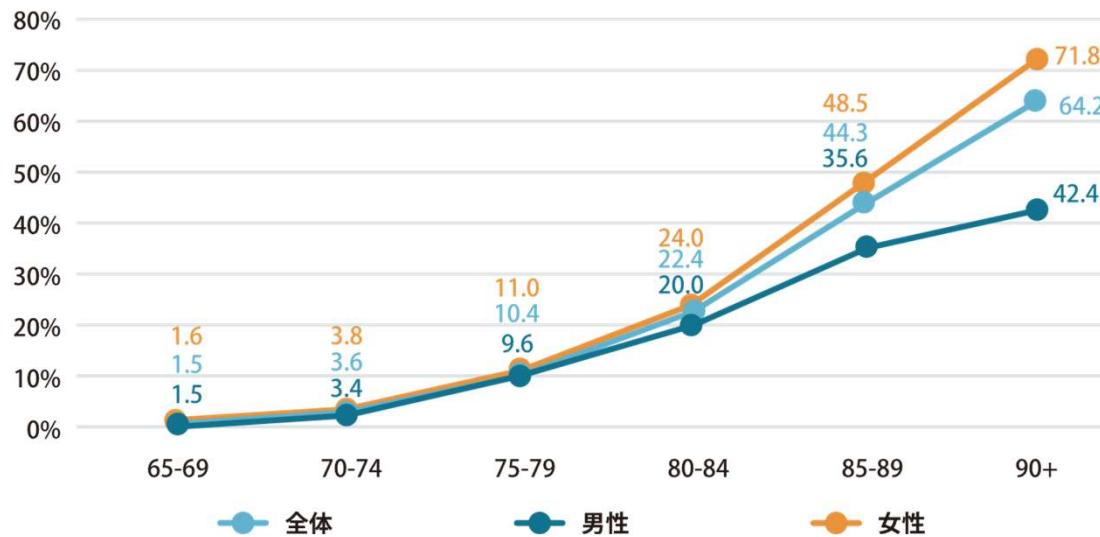
# 回復期リハビリテーション病棟における疾患について

- 回復期リハビリテーション病棟における疾患は、脳血管疾患と整形外科が多い。脳血管疾患は年々割合が減少している一方、整形外科疾患の割合が上昇している。

回復期リハビリテーション病棟における疾患構成の変動(2001-2020,N=463,454)



# 年齢階級別の認知症有病率について



日本医療研究開発機構認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」  
悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町における認知症有病率調査結果（解析対象5,073人）  
研究代表者二宮利治（九州大学大学院）提供のデータより作図

（括弧内は65歳以上人口対比）



「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」  
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)を元に推計

## 認知症の人の将来推計について

| 年   | 平成24年<br>(2012) | 平成27年<br>(2015) | 令和2年<br>(2020) | 令和7年<br>(2025) | 令和12年<br>(2030) | 令和22年<br>(2040) | 令和32年<br>(2050) | 令和42年<br>(2060) |
|---|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 各年齢の認知症有病率が一定の場合の<br>将来推計<br>人数/(率)         | 462万人<br>15.0%  | 517万人<br>15.2%  | 602万人<br>16.7% | 675万人<br>18.5% | 744万人<br>20.2%  | 802万人<br>20.7%  | 797万人<br>21.1%  | 850万人<br>24.5%  |
| 各年齢の認知症有病率が上昇する場合の<br>将来推計<br>（※）<br>人数/(率) |                 | 525万人<br>15.5%  | 631万人<br>17.5% | 730万人<br>20.0% | 830万人<br>22.5%  | 953万人<br>24.6%  | 1016万人<br>27.0% | 1154万人<br>33.3% |

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）  
(※) 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。  
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

出典

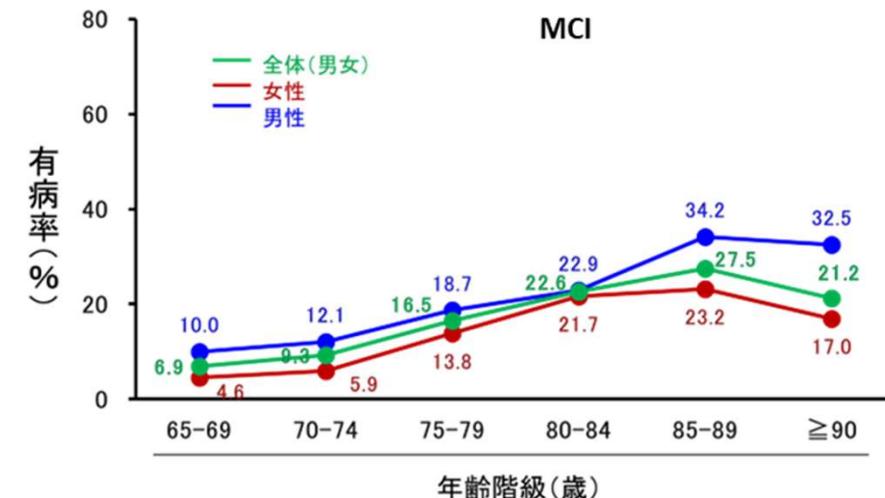
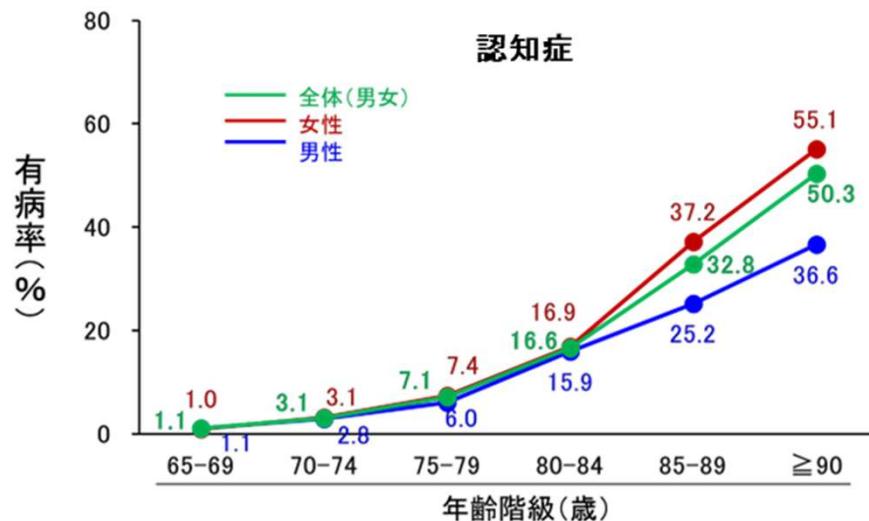
# 認知症および軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計

- 2022年に認知症の地域悉皆調査(調査率80%以上)を実施した4地域(福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町)において、新たに推計した、2022年の高齢者における認知症有病率(性年齢調整後)は、12.3%であり、また、高齢者におけるMCI有病率(性年齢調整後)は、15.5%であった。
- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2040年の認知症者高齢者数は584.2万人、MCI高齢者数は612.8万人と推計された。

※ 軽度認知障害(MCI)：もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態。

認知症とMCIの有病率の合計値は約28%(2022年時点)であり、「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保等、認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組んでいくことが重要。

年齢階級別の有病率(2022年時点)



高齢者数と有病率の将来推計

| 年             | 令和4年<br>(2022) | 令和7年<br>(2025) | 令和12年<br>(2030) | 令和22年<br>(2040) | 令和32年<br>(2050) | 令和42年<br>(2060) |
|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 認知症高齢者数       | 443.2万人        | 471.6万人        | 523.1万人         | 584.2万人         | 586.6万人         | 645.1万人         |
| 高齢者における認知症有病率 | 12.3%          | 12.9%          | 14.2%           | 14.9%           | 15.1%           | 17.7%           |

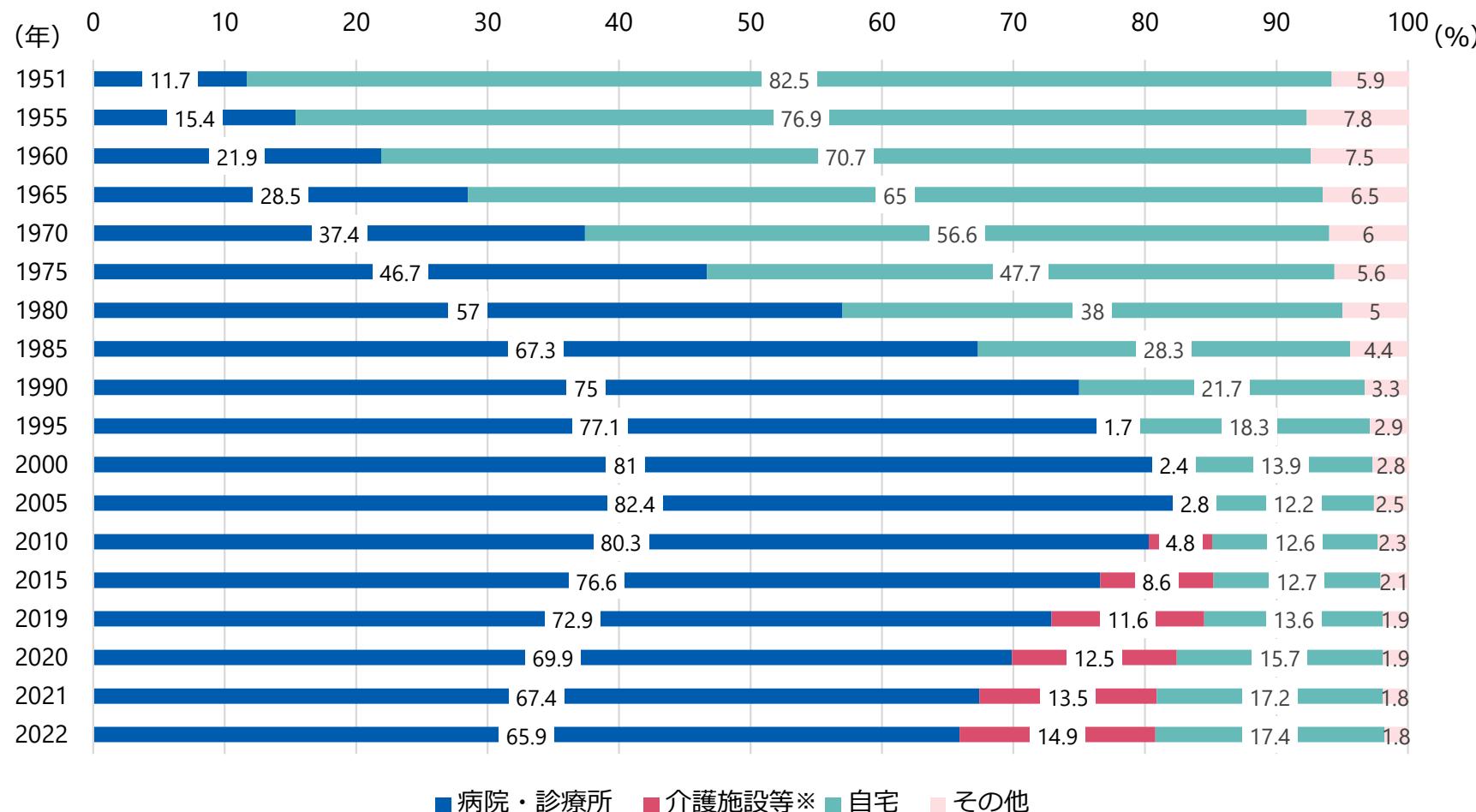
| 年             | 令和4年<br>(2022) | 令和7年<br>(2025) | 令和12年<br>(2030) | 令和22年<br>(2040) | 令和32年<br>(2050) | 令和42年<br>(2060) |
|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| MCI高齢者数       | 558.5万人        | 564.3万人        | 593.1万人         | 612.8万人         | 631.2万人         | 632.2万人         |
| 高齢者におけるMCI有病率 | 15.5%          | 15.4%          | 16.0%           | 15.6%           | 16.2%           | 17.4%           |

資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学二宮利治教授）より厚生労働省にて作成

# 死亡場所の割合の推移

- 死亡場所の割合の推移をみると、病院・診療所での死亡の割合は、2005年をピークに減少し、自宅や介護施設等での死亡の割合が増加している。

死亡場所の割合の推移



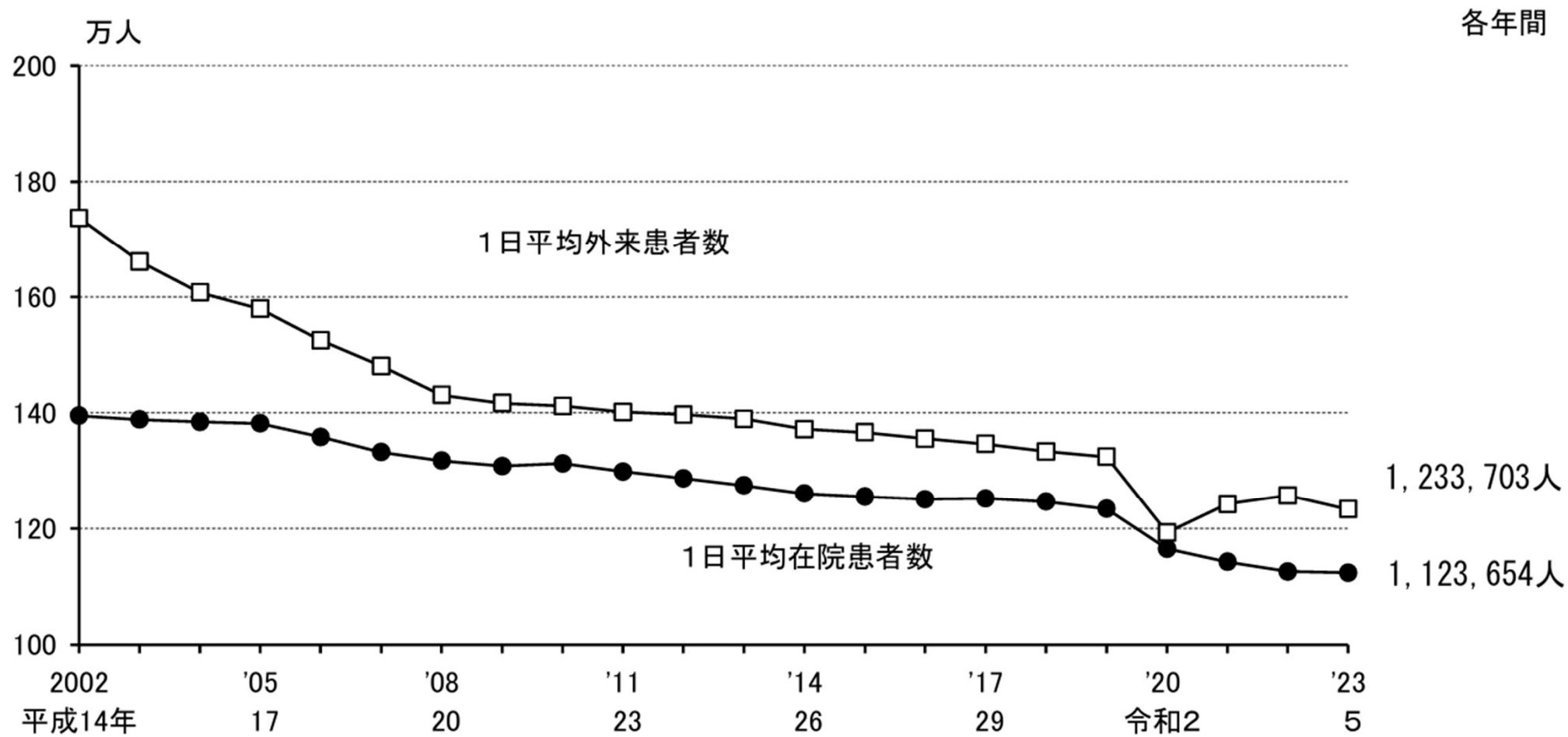
資料出所：厚生労働省 構成統計要覧 第1編第2章人口動態

※ 介護施設等は、介護医療院(平成30年より追加)、介護老人保健施設、老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）

※ その他には助産所を含む

※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

## 病院の1日平均患者数の推移



注：1) 東日本大震災の影響により、平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

2) 熊本地震の影響により、平成28年4月分の報告において、熊本県の病院1施設（阿蘇医療圏）は、報告がなかったため除いて集計した。

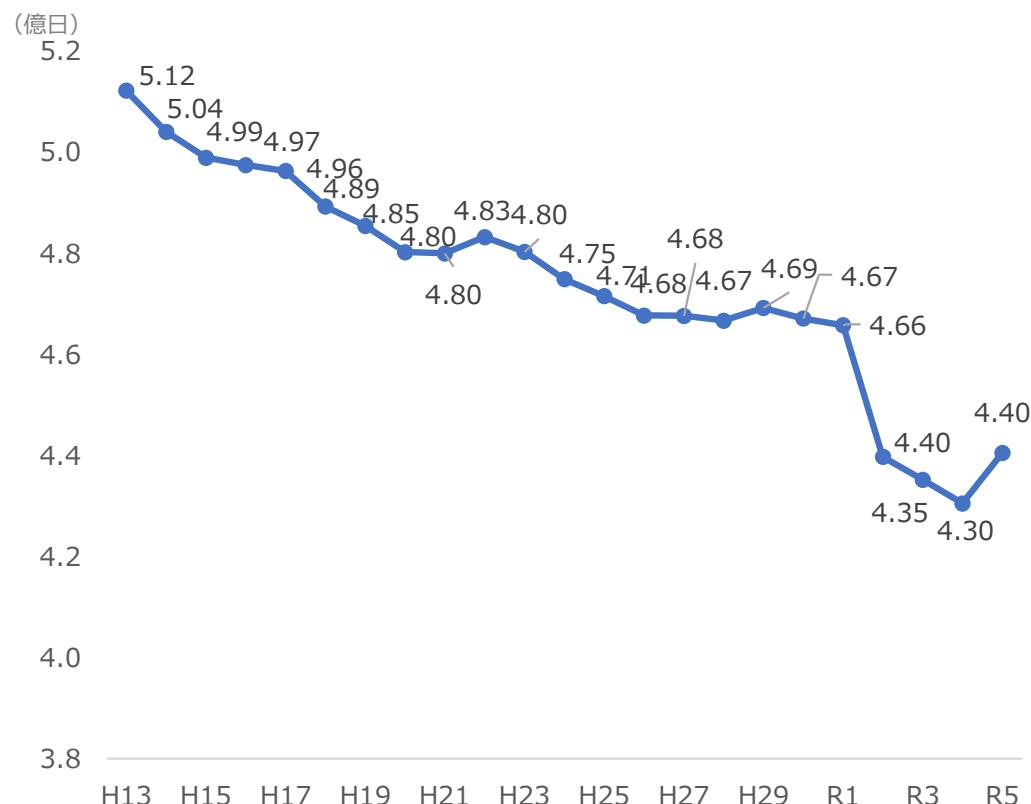
3) 平成30年7月豪雨の影響により、平成30年7月分、8月分の報告において、広島県の病院1施設（尾三医療圏）は、報告がなかったため除いて集計した。

4) 令和2年7月豪雨の影響により、令和2年6月分、7月分の報告において、熊本県の病院1施設（球磨医療圏）は、報告のあった患者数のみ集計した。

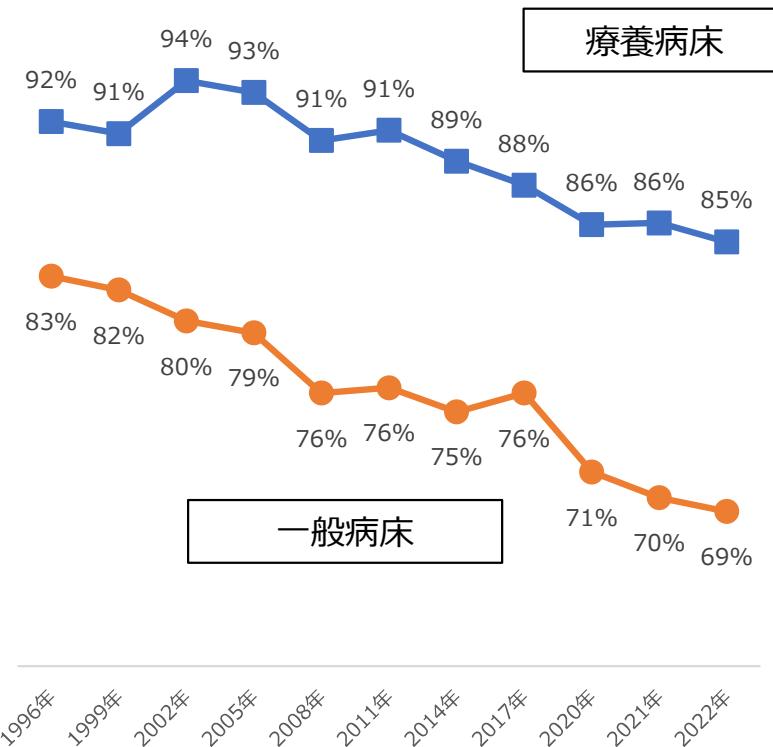
# 近年の入院受療の推移について

入院受診延日数は減少傾向にあり、それに伴い病床利用率も低下している。

入院受診延日数の推移



病床利用率の推移



資料出所：厚生労働省「医療費の動向調査」（2023年度）

※1 労災・全額自費等の費用を含まない概算医療費ベース。なお、概算医療費は、医療機関などを受診し傷病の治療に要した費用全体の推計値である国民医療費の約 98%に相当。

※2 各年度の入院受診延日数の推移をみたもの。

資料出所：厚生労働省「病院報告」

※1 療養病床については、平成8～11年は療養型病床群、平成14年は療養病床及び経過的旧療養型病床群の数値である。

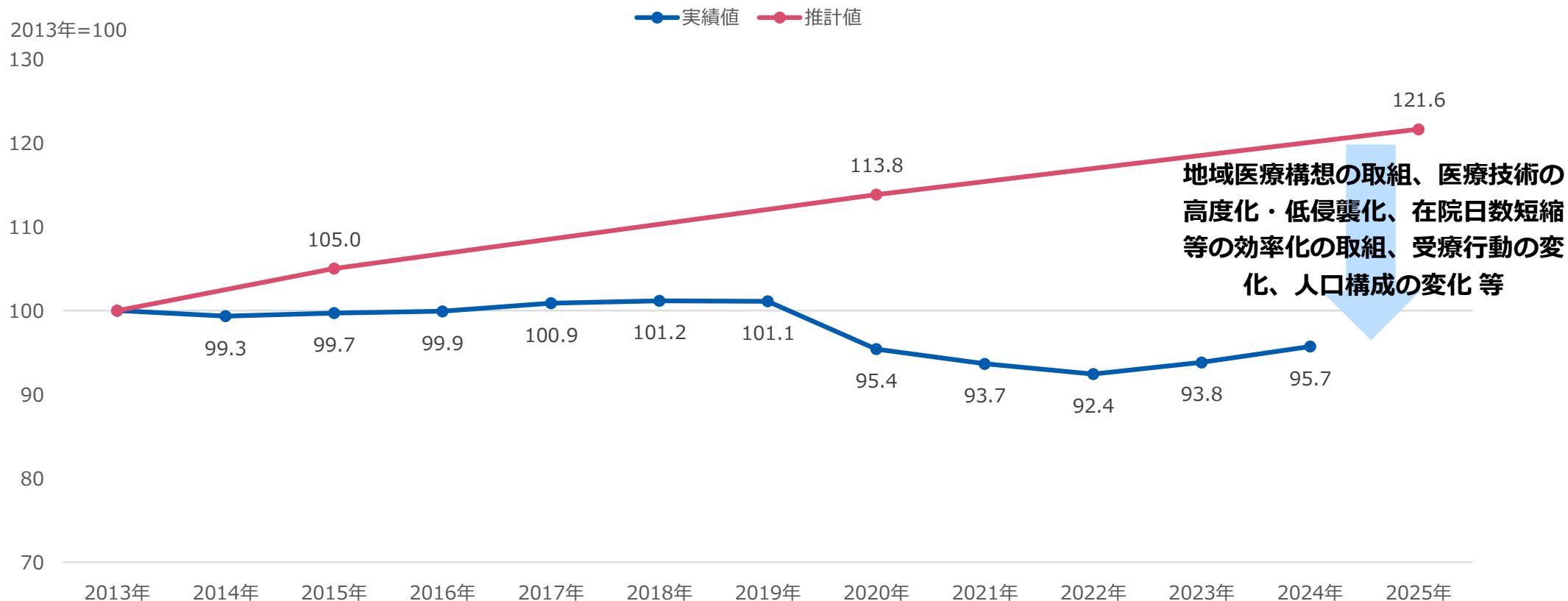
※2 一般病床については、平成8～11年まではその他の病床（療養型病床群を除く。）、平成14年は一般病床及び経過的旧その他の病床（経過的旧療養型病床群を除く。）の数値である。

注) 2020年以降、コロナの影響があることに留意が必要

# 入院患者数の推計と実績について

- 現行の地域医療構想策定 당시に、**年齢階級ごとの医療需要及び医療提供が変わらないと仮定して推計した入院患者数**（改革モデル反映前の現状投影）と、これまでの実際の入院患者数（実績値）を比較すると、2025年まで増加すると推計されたが、実際には地域医療構想策定以降、地域医療構想の取組の推進等により、減少している。

入院患者数の実績値と推計値（現状投影）を2013年の実績を100とした時の指標の推移



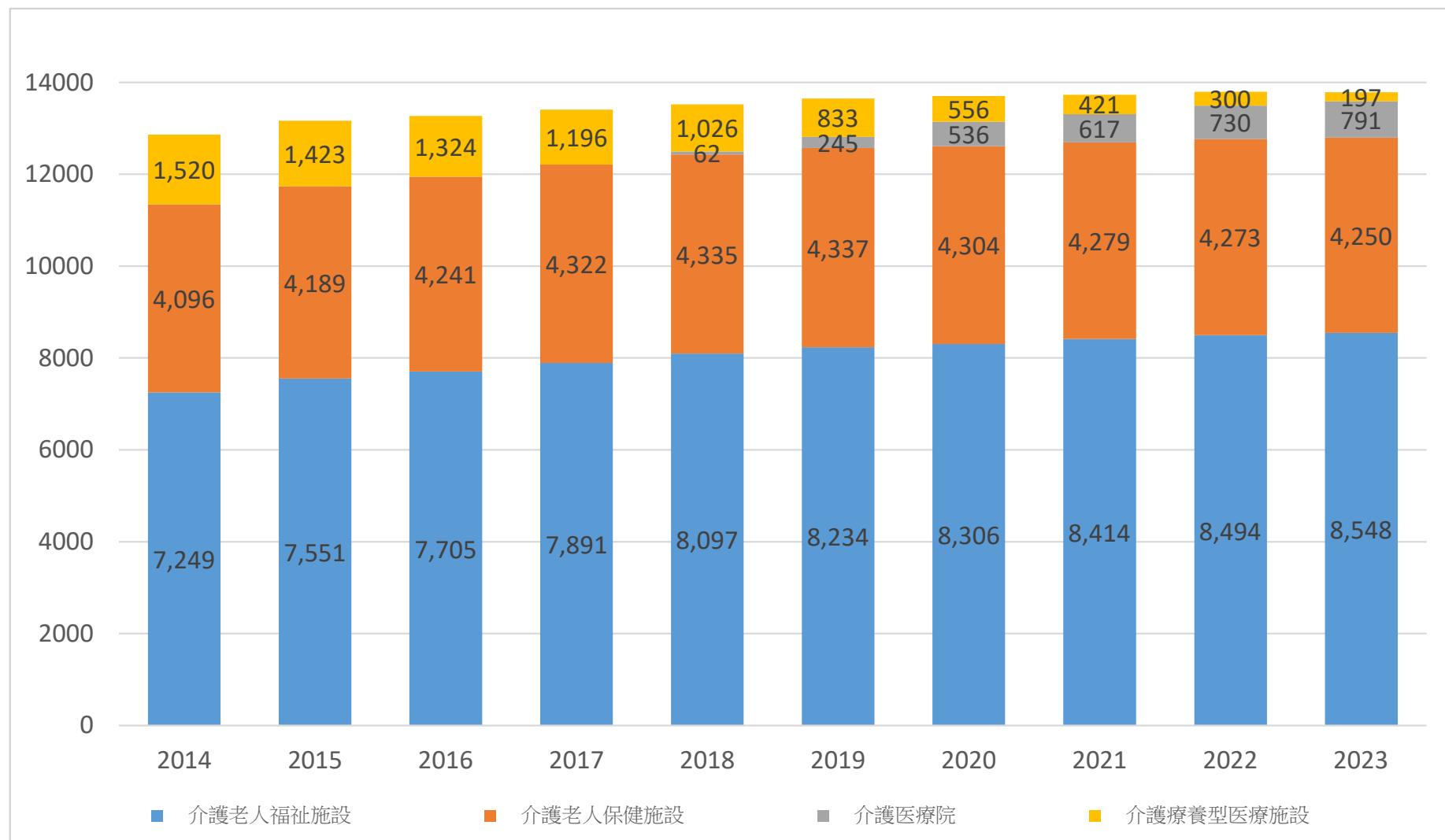
資料出所：（実績値）厚生労働省「病院報告」

（推計値）2013年度NDBデータ、総務省「住民基本台帳人口」（2014年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2013年推計）を基に、厚生労働省医政局地域医療計画課において推計。

※2013年推計において福島県は市町村別に将来推計人口が公表されていないため、全国推計は福島県推計と、福島県を除く現行の二次医療圏（324）別推計の合計値としている。

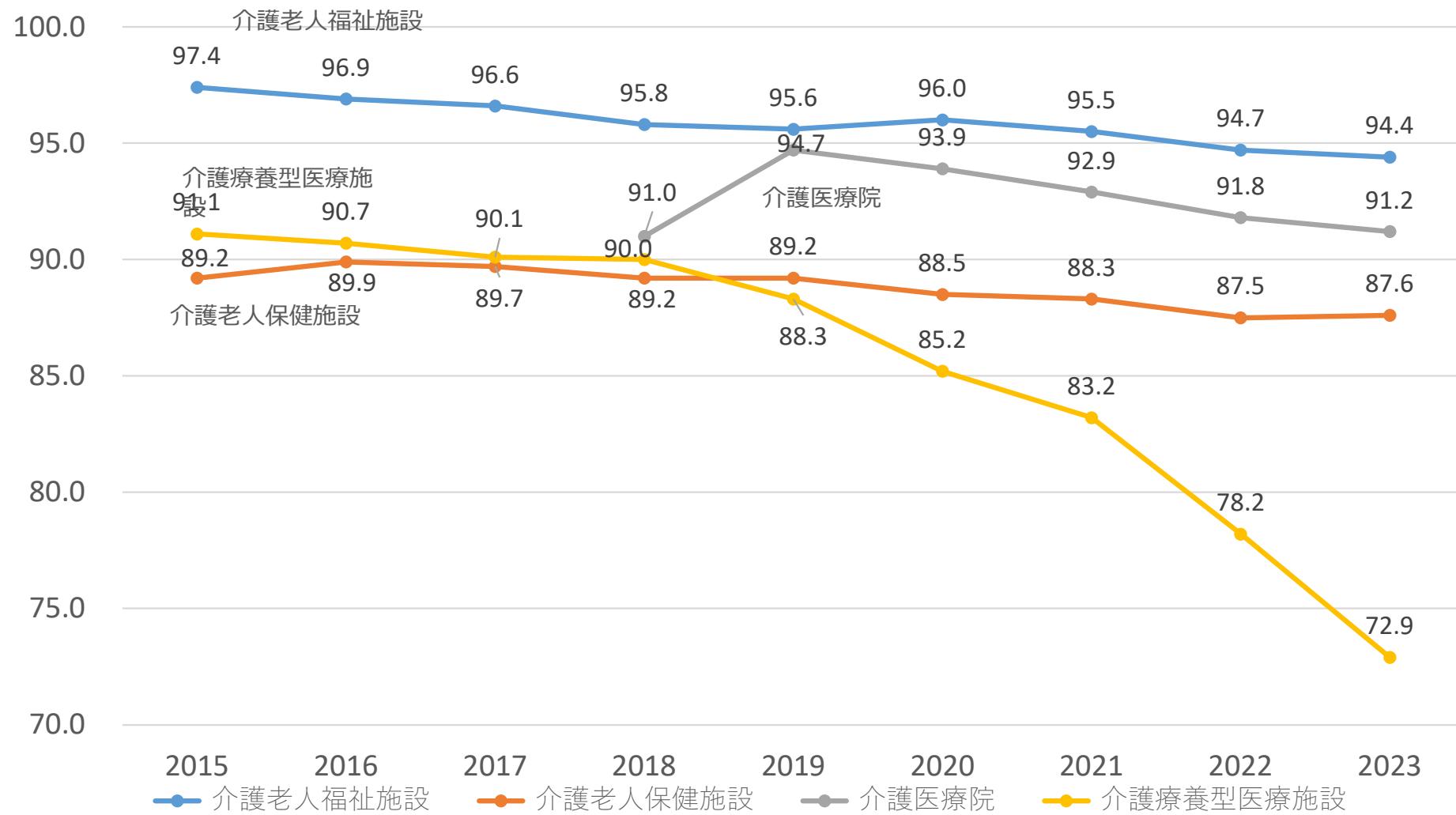
※入院患者数は一般病床及び療養病床（介護療養病床を除く）に入院する者に限る。なお、病院報告については病院の1日平均在院患者数であり、有床診療所の患者数を含まない。

## (介護サービス施設・事業所調査) 介護施設数の推移



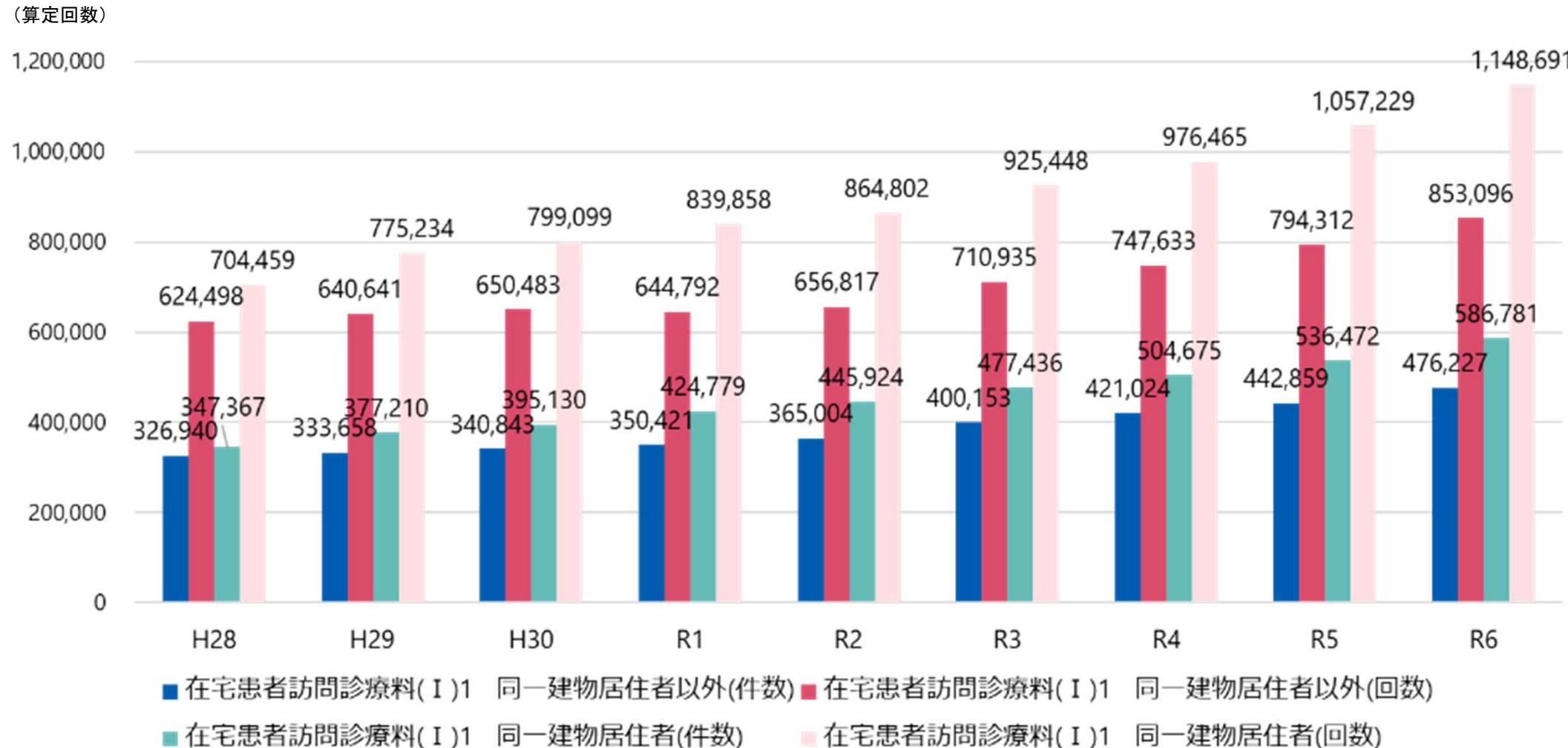
介護サービス施設・事業所調査の概況より作成

## (介護サービス施設・事業所調査) 介護施設利用率の推移



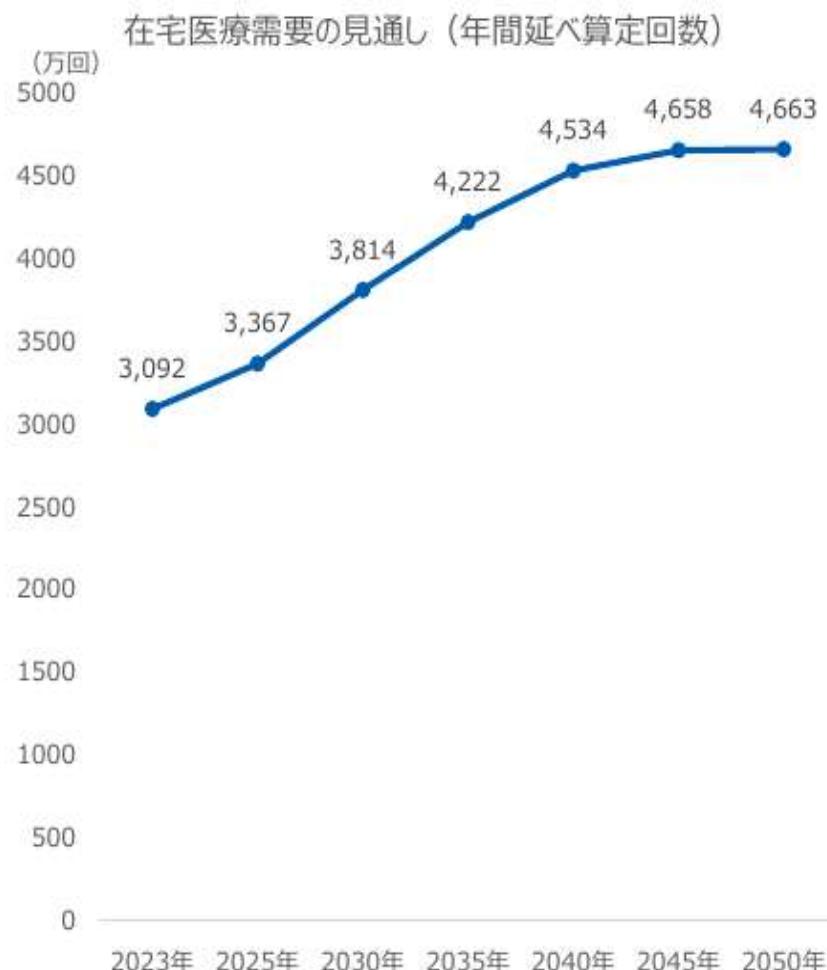
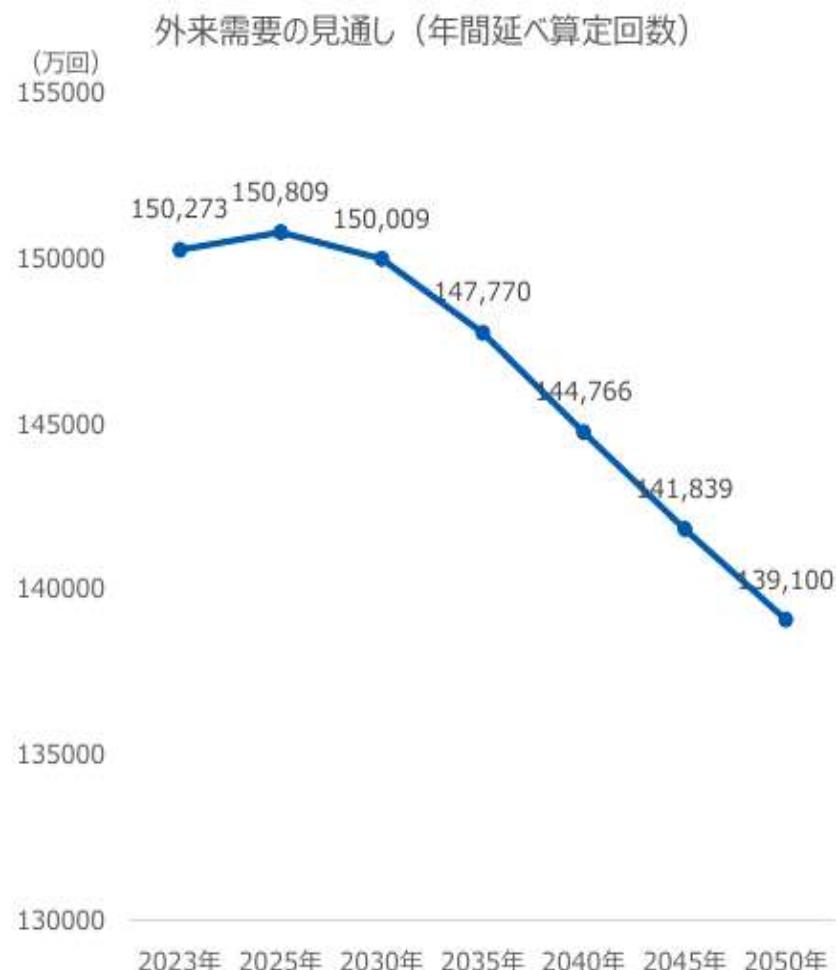
# 在宅患者訪問診療料（I）1の算定状況等について

- 在宅患者訪問診療料（I）1の算定回数は、同一建物居住者に対する診療とそれ以外のいずれについても増加傾向である。



## 外来医療・在宅医療の需要について

- 日本全体で見ると、外来医療の需要については今後減少、在宅医療は増加することが見込まれている。こうしたデータを地域ごとに確認し、将来の提供体制の確保について検討することが重要。



資料出所：2023年度NDBデータ、総務省「住民基本台帳人口」（2024年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」を基に、厚生労働省医政局地域医療計画課において推計。

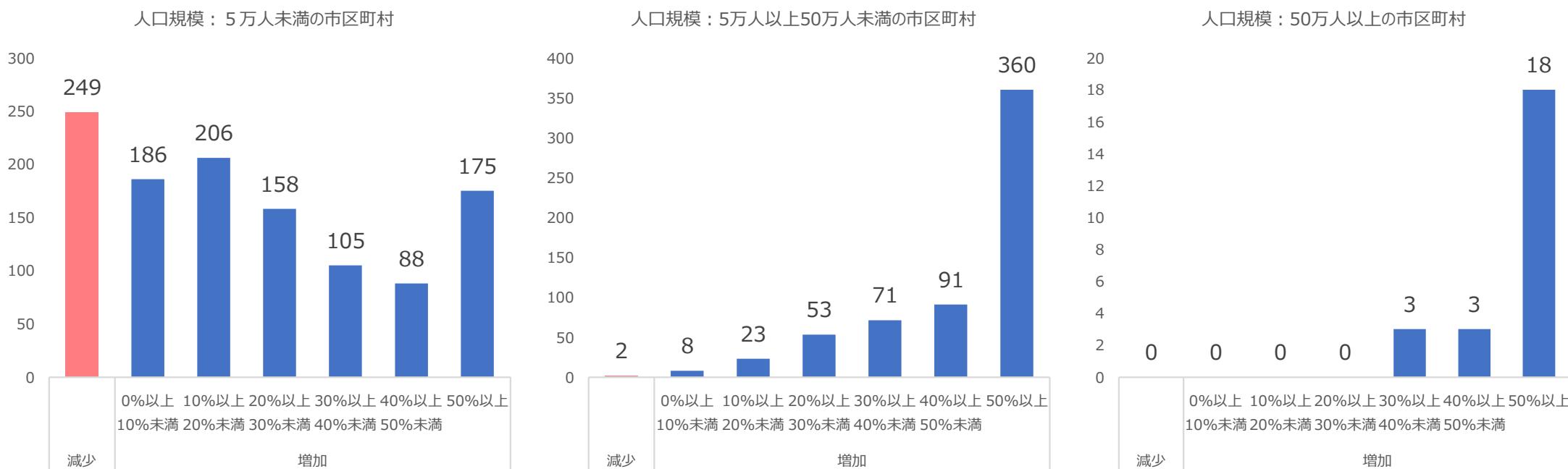
※二次医療圏（330圏域）ごとの外来・在宅需要は医療機関所在地ベース。

※外来需要は通院患者に限る。

# 地域別にみた訪問診療需要の変化の状況

- 2020年から2040年にかけて、人口規模5万人未満の一部の市区町村等を除き、多くの市区町村で訪問診療の需要は増加する見込み。特に、人口規模5万人以上50万人未満、50万人以上の市区町村では、多数の市区町村で訪問診療の需要が50%以上増加する見込み。

2020年から2040年への訪問診療需要の変化率別市区町村数（人口規模別）



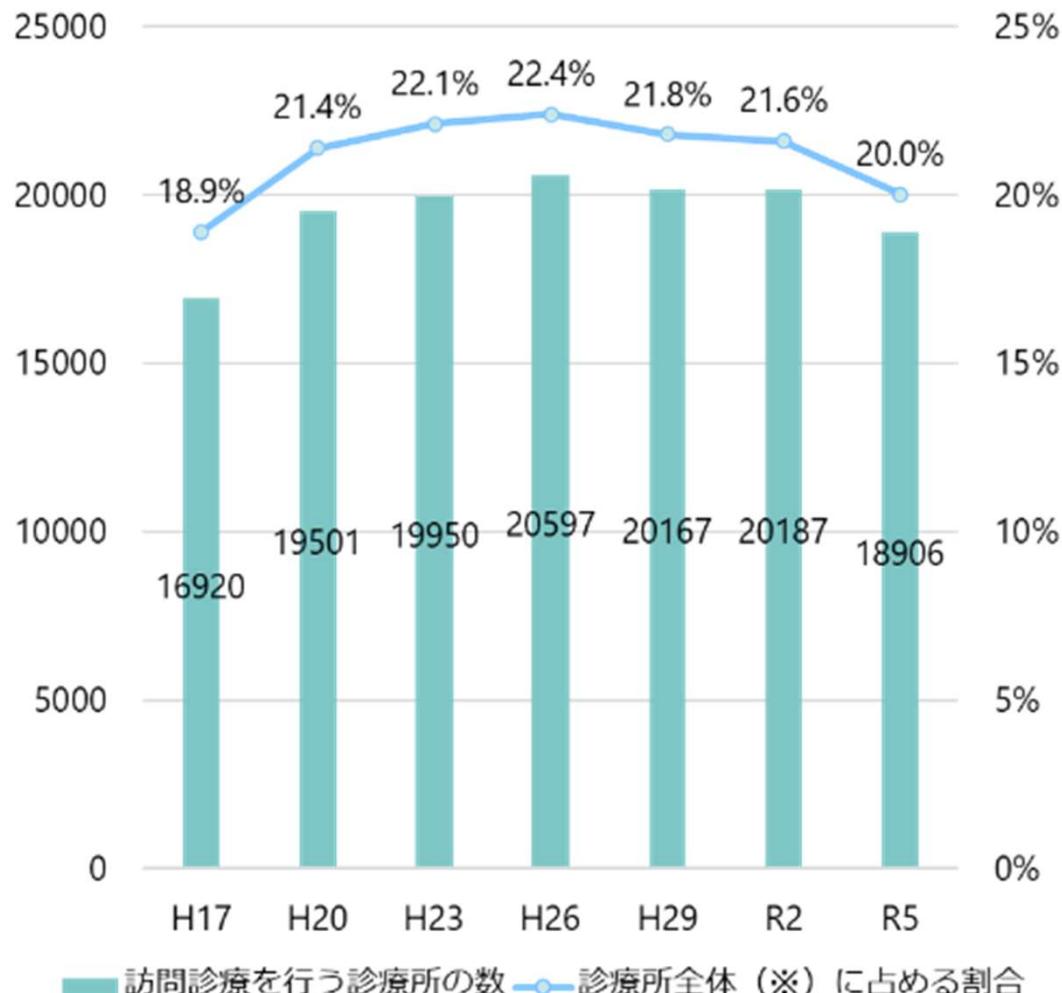
資料出所：厚生労働省医政局地域医療計画課において、2019年度NDB及び総務省「住民基本台帳人口」(2020年1月)を用いて構想区域別の訪問診療受療率を作成し、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2019年推計)に適用して作成。

※東京都特別区部及び政令市については、各区を一つの市区町村とみなして集計

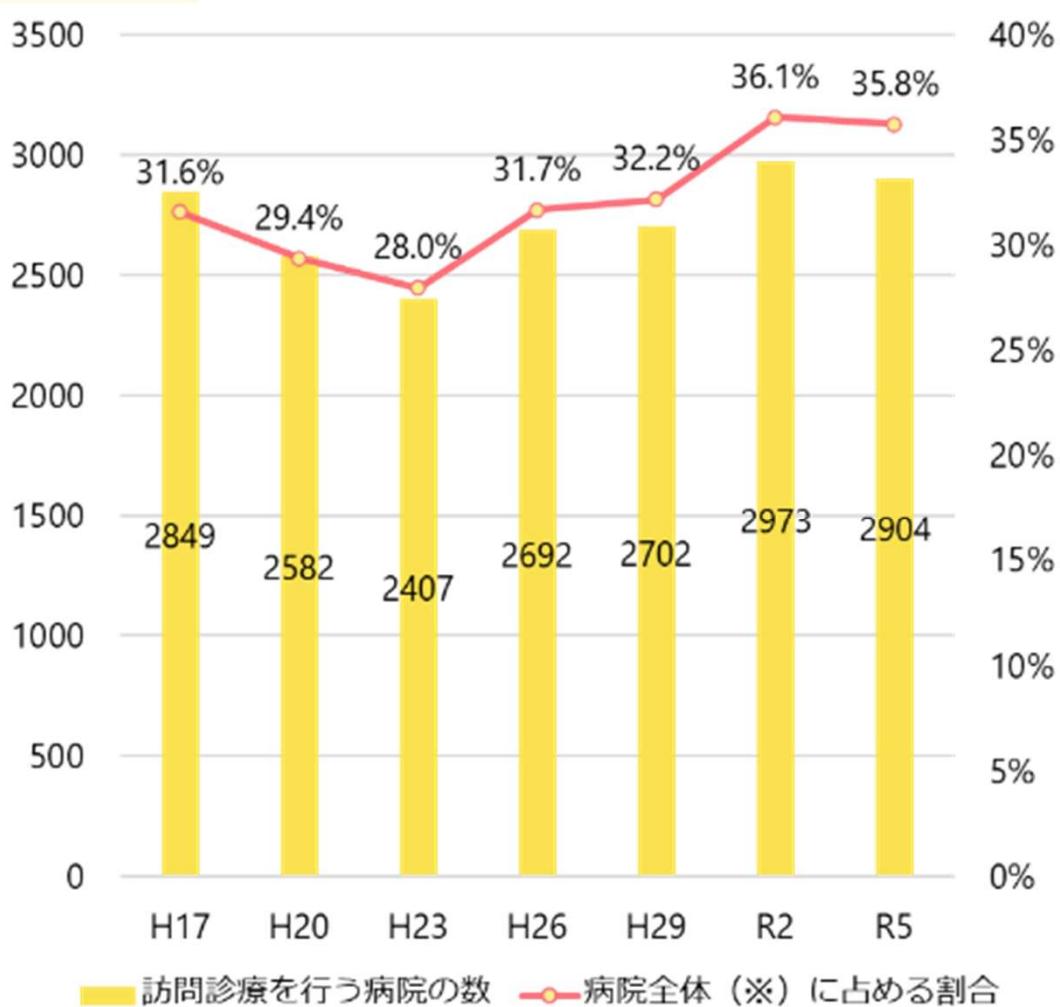
## 在宅医療の提供体制

訪問診療を行う医療機関の割合について、近年は診療所は横ばい、病院は増加の傾向であったが、令和2年から5年に診療所は減少、病院は微減となった。

### 診療所



### 病院



# 高齢者向け施設・住まいの利用者数

(単位 : 人・床)

介護老人福祉施設

介護医療院

軽費老人ホーム

介護老人保健施設

認知症高齢者グループホーム

有料老人ホーム

介護療養型医療施設

養護老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホーム  
※サービス付高齢者向け住宅を除く

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

サービス付き高齢者向け住宅

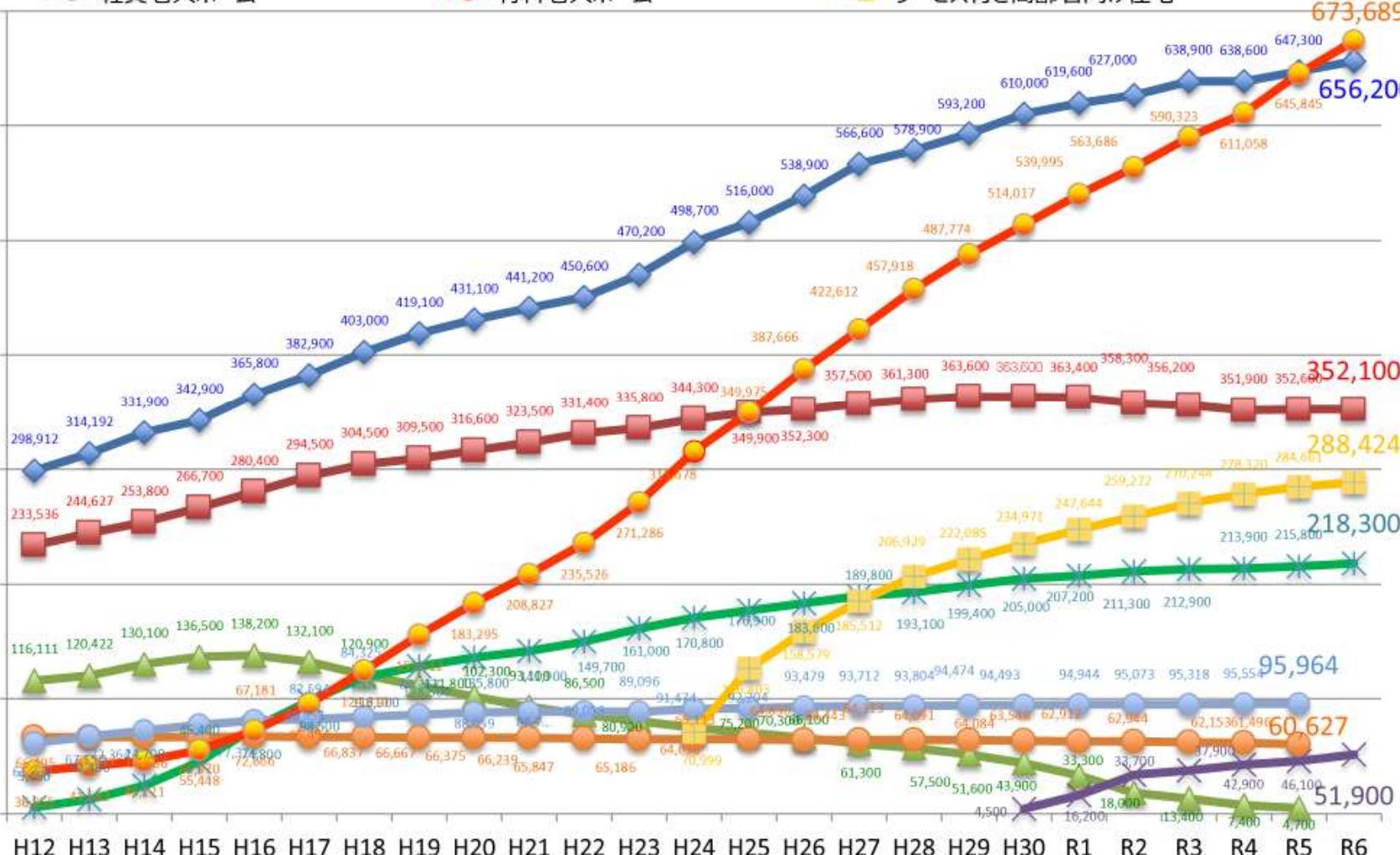
認知症高齢者グループホーム

軽費老人ホーム

養護老人ホーム

介護医療院

介護療養型医療施設



※1 : 介護保険施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」、「介護給付費等実態調査(10月審査分)【H14~H29】」及び「介護給付費等実態統計(10月審査分)【H30~】」による。

※2 : 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。

※3 : 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く)

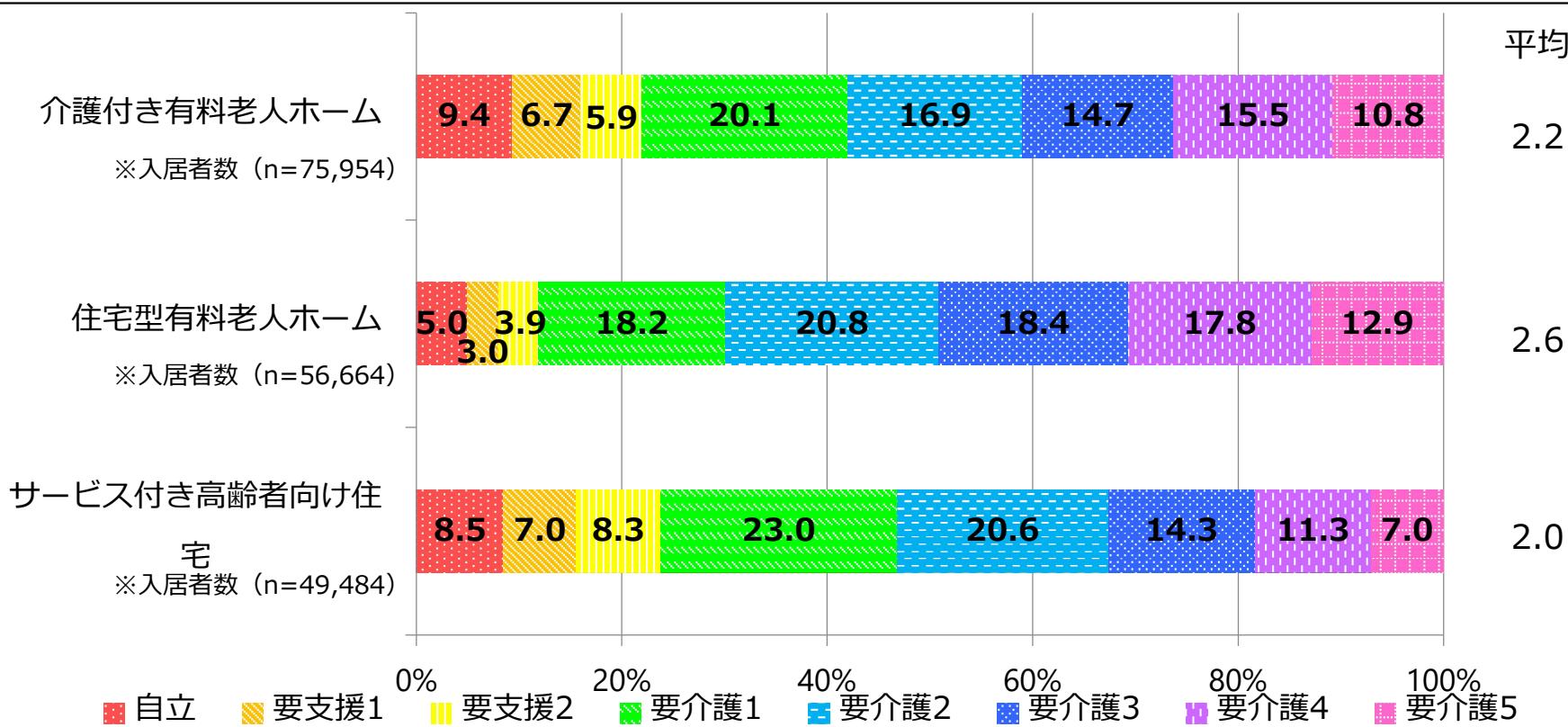
※4 : 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(R5.10/1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数)

※5 : 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(利用者数ではなく定員数)による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。

※6 : サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(R6.9/30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

## 高齢者向け住まいの役割等について①（入居者の要介護度）

- 介護付き有料老人ホームの入居者の中、自立から要介護2までの軽度要介護者は約59%、要介護3～5までの重度要介護者は約41%。
- 住宅型有料老人ホームの入居者の中、自立から要介護2までの軽度要介護者は約50%、要介護3～5までの重度要介護者は約50%。
- サービス付き高齢者向け住宅の入居者の中、自立から要介護2までの軽度要介護者は約67%、要介護3～5までの重度要介護者は約33%。



(出典) 平成30年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」

# これまでの主な議論（新たな地域医療構想の基本的な方向性）

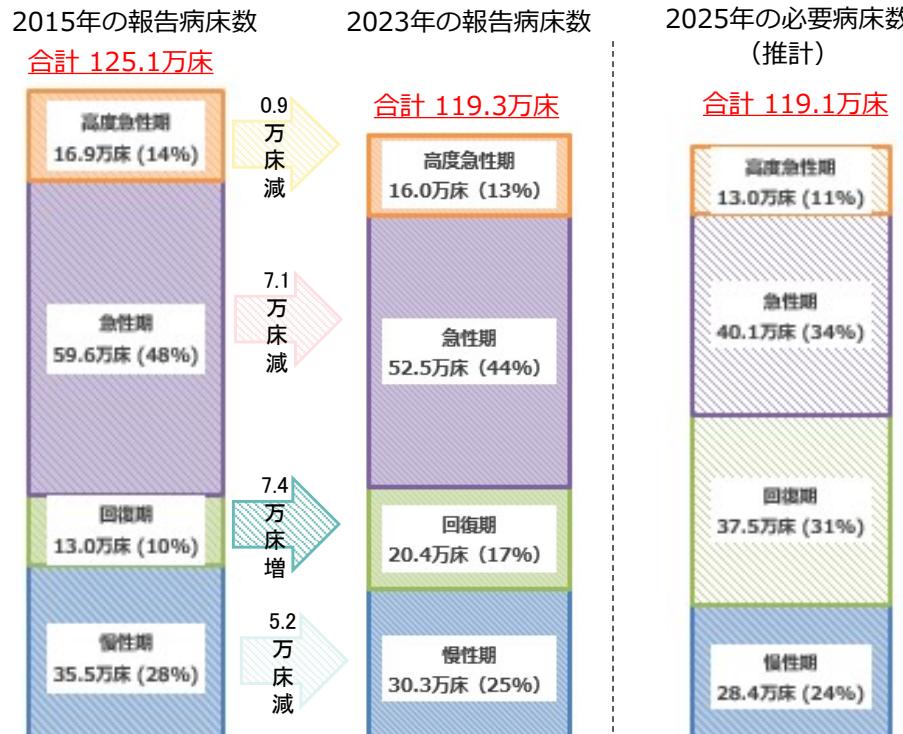
## 現行の地域医療構想

### 病床の機能分化・連携

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の医療需要が増加することが想定される。

このため、約300の構想区域を対象として、病床の機能分化・連携を推進するための2025年に向けた地域医療構想を策定。

#### ＜全国の報告病床数と必要病床数＞



## 新たな地域医療構想

入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へ

2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。こうした中、限られた医療資源で、増加する高齢者救急・在宅医療需要等に対応するため、病床の機能分化・連携に加え、医療機関機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）に着目し、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進。

#### ＜新たな地域医療構想における基本的な方向性＞

##### 地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想

85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急や在宅医療等の医療・介護需要の増大等、2040年頃を見据えた課題に対応するため、入院に限らず医療提供体制全体を対象とした地域医療構想を策定する。

##### 今後の連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築

病床機能だけでなく、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割も踏まえ医療提供体制を構築する。

##### 限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現

医療DXや働き方改革の取組、地域の医療・介護の連携強化等を通じて、生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立する。

※ 都道府県において、令和8年度（2026年度）に新たな地域医療構想を策定し、令和9年度（2027年度）から取組を開始することを想定

# 区域の人口規模を踏まえた医療機関機能の考え方（案）

| 区域       | 現在の人口規模の目安  | 急性期拠点機能   | 高齢者救急・地域急性期機能  | 在宅医療等連携機能  | 専門等機能   |
|----------|---|---|--|--|---|
| 大都市型     | <b>100万人以上</b><br>※東京などの人口の極めて多い地域においては、個別性が高く、地域偏在等の観点も踏まえつつ別途整理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の手術等の医療需要を踏まえ、区域内に複数医療機関を確保</li> <li>都道府県からの依頼等を踏まえ、地域の医療機関へ医師を派遣する</li> </ul> ※人口20万人～30万人毎に1拠点を確保することを目安とする。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者救急の対応の他、頻度の多い一部の手術についても対応</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>診療所による在宅医療の実施が多い場合、そうした診療所や訪看ステーション等の支援</li> <li>高齢者施設等からの患者受入等の連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の診療科に特化した手術等を提供</li> <li>有床診療所の担う地域に根ざした診療機能</li> <li>集中的な回復期リハビリテーション</li> <li>高齢者等の中長期にわたる入院医療等</li> </ul> |
| 地方都市型    | <b>50万人程度</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の手術等の医療需要を踏まえ、区域内に1～複数医療機関を確保</li> <li>都道府県からの依頼等を踏まえ、地域の医療機関へ医師を派遣する</li> </ul> ※人口20万人～30万人毎に1拠点を確保することを目安とする  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者救急の対応</li> <li>手術等が必要な症例については地域の医療資源に応じて、急性期拠点機能を有する医療機関へ搬送</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の在宅医療の提供状況に応じて、在宅医療・訪問看護の提供や後方支援を実施</li> <li>高齢者施設等からの患者受入れ等の連携</li> </ul>  |   |
| 人口の少ない地域 | <b>～30万人</b><br>※20万人未満の地域については、急性期拠点機能の確保が可能かどうか等について特に点検し、圏域を設定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>手術等の医療資源を多く投入する医療行為について集約化し区域内に1医療機関を確保する</li> <li>地域の医療資源に応じて、高齢者救急・地域急性期機能や在宅医療等連携機能をあわせて選択することも考えられる</li> </ul> ※大学病院本院が区域内にある場合、大学が担う医療の内容等を踏まえた上で、必要に応じて大学病院本院と別に医療機関を確保しうる | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療資源の範囲内で高齢者救急の対応</li> <li>手術等が必要な症例については急性期拠点機能を有する医療機関へ搬送</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>診療所による在宅医療の実施が少ない場合、自ら在宅医療や訪問看護を提供</li> <li>高齢者施設等からの患者受入れ等の連携</li> </ul>     |   |

※ 地域の実情に応じて、複数の医療機関機能の選択が可能

※ 区域の人口規模については、現在の人口規模に加えて、必要に応じて、2040年の人口等も踏まえながら、どの区域に該当するか等を地域で検討

# 急性期拠点機能に係る議論の進め方（案）

- 各地域には、公立病院や、日赤、済生会、NHO、JCHO等の公的病院等、民間病院など、様々な設立主体の医療機関が存在し、それぞれの経営等の状況が様々である中で、1～2年で手術の実施や救急の受け入れ体制等を大きく変える合意形成は現実的ではない。また、患者の医療へのアクセスや、勤務する従事者の雇用など、様々な検討すべき点があることから、急性期拠点機能に関する方針を決定した後、ただちに急性期の症例の集約や高齢者救急の分担等の取組を完結させることは困難。
- このため、以下のとおり、2026年以降協議を開始し、急性期拠点機能を有する医療機関の決定を遅くとも2028年までに行い、連携・再編・集約化の取組の一定の完結は2035年を目指すこととしてはどうか。
- また、急性期拠点機能の数については、20～30万人に1医療機関を目安とするが、手術件数等や他区域からの流入が多い場合に2つとすることや、人口が30万人超であっても流出が多く、症例数が少ない場合に1医療機関を目安として取り組むこととしてはどうか。

## 急性期拠点機能の確保に向けた議論の進め方

2026年

### 【協議の開始】

- 2040年の人口構成や想定される医療需要等を踏まえて、2035年に必要となる急性期拠点機能の数等について検討。
- 将来を踏まえた需要や現在各医療機関が担っている医療の状況や築年数、区域内の医療資源等も踏まえながら、地域医療構想調整会議において、急性期拠点機能の集約化に向けた議論。
- 医療需要を踏まえた適正な医療機関数かどうか等に加え、雇用の観点や、患者の医療へのアクセス等についても併せて検討。
- この間、医療機関機能は一定の地域シェアや症例数で上位の医療機関は報告可能とする。

2028年頃

### 【取組の決定と取組の開始】

- 遅くとも2028年までに急性期拠点機能を報告する医療機関を決定し、連携・再編・集約化の方向性を定め、2035年に向けて役割分担の取組を進める。**

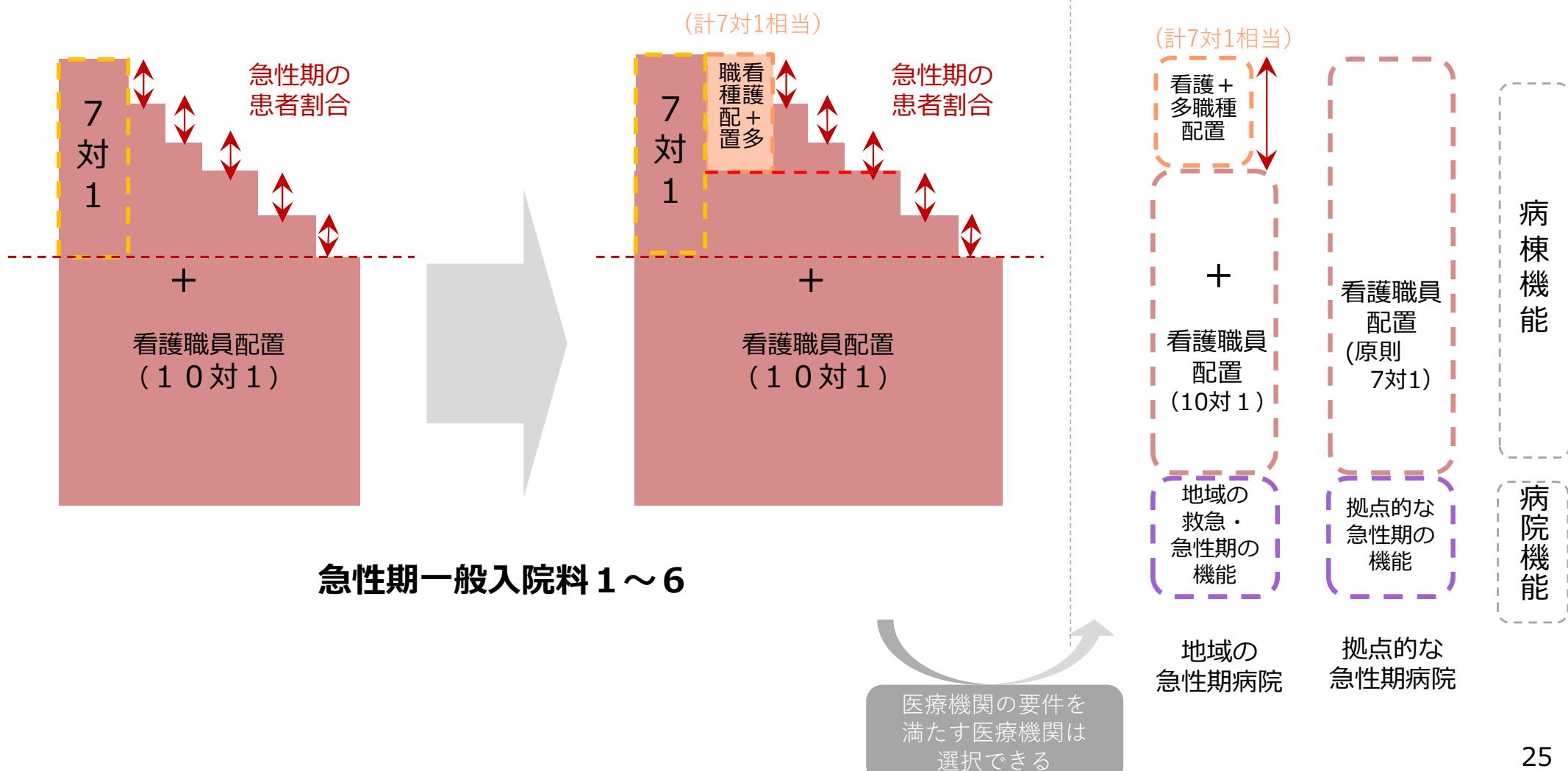
2035年

### 【医療提供体制の構築】

- 2035年を目指して、取組を完結させ、目標とした急性期拠点機能を確保**

# 多職種配置・病院機能の評価のイメージ

- 急性期一般入院料について、高齢の救急患者の多い病棟において、多職種の協働によりADL低下を防ぐ等の観点から、一部の人員は、看護職員と多職種のスタッフを組み合わせて柔軟に配置できる仕組みとする考えられるのではないか。
- また、拠点的な急性期病院や地域の救急・急性期機能を担う病院について、病棟機能とともに、病院としての機能を踏まえた評価とすることが考えられるのではないか。



## 包括期機能

---

- 高齢者救急等を受け入れ、入院早期からの治療とともに、リハビリテーション・栄養・口腔管理の一体的取組等を推進し、早期の在宅復帰等を包括的に提供する機能
- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能

# 高齢者の急性期における疾病の特徴等

- 85歳以上の急性期における入院は、若年者と比べ、医療資源を多く要する手術を実施するものは少なく、疾患の種類は限定的で、比較的多くの病院で対応可能という特徴がある。
- 高齢者においても、年齢が上がるほど入院中に手術や処置が発生していた患者の割合は下がり、65歳以上、75歳以上では40%程度であるが、85歳以上では30%程度となる。

85歳以上の頻度の高い傷病名（注）

| 傷病名                         | 手術 | 割合   | 累積    | 病院数   |
|-----------------------------|----|------|-------|-------|
| 食物及び吐物による肺臓炎                | なし | 5.8% | 5.8%  | 3,726 |
| うつ血性心不全                     | なし | 5.1% | 10.8% | 3,350 |
| コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの | なし | 3.6% | 14.5% | 3,369 |
| 肺炎、詳細不明                     | なし | 2.7% | 17.2% | 3,399 |
| 転子貫通骨折 閉鎖性                  | あり | 2.4% | 19.6% | 2,510 |
| 尿路感染症、部位不明                  | なし | 2.3% | 21.9% | 3,399 |
| 大腿骨頸部骨折 閉鎖性                 | あり | 2.0% | 23.9% | 2,511 |
| 細菌性肺炎、詳細不明                  | なし | 1.6% | 25.4% | 2,615 |
| 体液量減少（症）                    | なし | 1.6% | 27.0% | 3,480 |
| 腰椎骨折 閉鎖性                    | なし | 1.4% | 28.4% | 3,540 |

85歳以上の上位50疾患までの 手術ありの数 累積割合  
15 51%

15-65歳の頻度の高い傷病名（注）

| 傷病名                                    | 手術 | 割合   | 累積   | 病院数   |
|--|----|------|------|-------|
| 大腸＜結腸＞のポリープ                            | あり | 2.2% | 2.2% | 2,811 |
| 睡眠時無呼吸                                 | なし | 1.2% | 3.4% | 1,881 |
| コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの            | なし | 0.8% | 4.2% | 2,680 |
| 尿管結石                                   | あり | 0.8% | 5.0% | 1,138 |
| 穿孔又は膿瘍を伴わない大腸の憩室性疾患                    | なし | 0.8% | 5.8% | 2,603 |
| 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞、乳房上外側4分の1                 | あり | 0.8% | 6.6% | 1,129 |
| 急性虫垂炎、その他及び詳細不明                        | あり | 0.8% | 7.3% | 1,877 |
| 子宮平滑筋腫、部位不明                            | あり | 0.7% | 8.0% | 840   |
| 一側性又は患側不明のそけい＜鼠径＞ヘルニア、閉塞及びえく壊＞痘を伴わないもの | あり | 0.7% | 8.8% | 2,141 |
| 気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞、上葉、気管支又は肺             | なし | 0.7% | 9.5% | 1,055 |

15歳～65歳の上位50疾患までの 手術ありの数 累積割合  
30 28%

各年代における入院中の手術・処置がある患者の割合

| 年齢    | 入院中手術有 | 入院中1000点以上処置有 | 入院中手術又は1000点以上の処置有 |
|-------|--------|---------------|--------------------|
| 65歳以上 | 39%    | 7%            | 41%                |
| 75歳以上 | 35%    | 6%            | 37%                |
| 85歳以上 | 27%    | 4%            | 29%                |

資料出所：DPCデータを用いて2023年6月30日時点の入院患者を対象に算出。救命救急入院料、特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児入院医療管理料、急性期一般入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料を算定する患者を対象とした。

## ②改革モデルについて（医療機関機能に係る取組等）（案）

### 論点

#### 包括期機能について

- ・増加が見込まれる高齢者救急のうち、一定割合の患者については医療資源投入量が高くとも、包括期機能を有する病床で対応することが必要である。これまでの必要病床数の算定においては、年齢にかかわらず医療資源投入量の多寡に応じて病床数の推計を行ってきたところ、これまでの検討会での議論において、今後の必要病床数の算定に当たっては、75歳以上の患者について、急性期と見込まれる患者のうち、一定割合を包括期として算出することと整理してきた。75歳以上の患者のうち4割程度の患者において、急性期医療として主に実施されることが想定される手術や処置が実施されていることや、そういった治療は行わないものの引き続き急性期入院医療として実施される患者が存在することを鑑み、これまで急性期と区分してきた75歳以上の患者のうち5割を引き続き急性期の需要として見込み、残りの5割の患者を包括期の需要として見込むこととしてはどうか。
- ・包括期機能を新たに位置付け、入院早期からの治療とともに、リハビリテーション・栄養・口腔管理の一体的取組等を推進し早期の在宅復帰等を包括的に提供する機能、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能の確保を推進することとしている。こうした中、回復期リハビリテーション入院料を算定している整形外科疾患の患者について、入院後からの速やかなりリハビリテーションの提供や、入院での集中的なリハビリテーションを要さない状態となった後に速やかに外来・在宅等でも切れ目なく必要なリハビリテーションを提供する体制を構築し、さらなる効果的・効率的な提供の推進による平均在院日数の短縮を進めることを見込んで推計することとしてはどうか。あわせて、患者の状態に応じた適切なリハビリテーションを推進する観点から、介護老人保健施設について、リハビリテーションを提供することができること等の介護との連携や退院後のリハビリテーションの提供についても、ガイドラインに位置付けることとしてはどうか。

#### 医療機関機能に係る取組について

- ・医療機関機能の確保のための取組を推進し、医療機関の連携・再編・集約化を進めることとしており、また、昨今の医療需要の変化を踏まえ、新たな地域医療構想に向けて、病床数の適正化を支援する事業を実施することとしている。必要病床数の算出にあたり、医療需要が変化している中で、低下している現在の病床利用率をそのまま用いて必要病床数を算出することは、実際よりも過大に病床数が推計されるおそれがある。今後の医療機関機能の確保のための取組や病床数適正化の取組により、病床利用率が上昇する可能性があることを踏まえ、必要病床数の算出にあたり用いる病床稼働率については、現構想と同様に高度急性期75%、急性期78%、包括期90%、慢性期92%とすることとしてはどうか。

### ③ その他の論点（案）

#### 論点

##### 定期的な見直しについて

- 来年度以降、各都道府県において2040年に向けた必要病床数の推計を行い、取組を開始することとなる。今後、地域医療構想を踏まえた具体的な計画として医療計画の策定・取組を推進するところ、必要病床数についても、医療計画の見直しのタイミングにあわせ、2030年・2036年に、都道府県ごとの取組状況等を踏まえて必要に応じて見直しを行うこととしてはどうか。

##### 病床数適正化事業等を踏まえた対応について

- 令和7年度補正予算において、病床数の適正化に対する支援を行うこととしている。本事業については、新たな地域医療構想の取組開始前に病床の適正化に取り組むことを目的としており、この事業趣旨を踏まえると、必要病床数の推計にあたっては、病床が削減されることを前提として検討することが必要である。このため、当該事業において削減が見込まれる病床について、病床利用率を乗じて入院患者数に換算し、NDBデータから算出される医療需要のデータから、これらを控除した場合の減少率を算出し、「1 - 減少率」を性・年齢階級別の入院患者数に乗じることで反映することとしてはどうか。

##### 高度急性期及び急性期に係る推計とそれを踏まえた取組について

- 高度急性期及び急性期については、急性期一般入院料を算定している病棟のうち高度急性期として報告されている割合について、都道府県ごとに差があることや、医療機関内で同じ入院料を届け出ている場合でも高度急性期と急性期を区別して報告することが難しいといった指摘もある。こうしたことを踏まえ、高度急性期及び急性期について、医療需要の推計や病床機能の報告にあたってはこれまでどおり、高度急性期・急性期として行うが、地域での協議においては、高度急性期機能と急性期機能の病床数を一体として検討することとしてはどうか。

##### 入院医療以外に係る推計について

- 新たな地域医療構想においては、入院医療だけでなく、外来医療や在宅医療についても医療需要を確認し、提供体制の確保のための取組を進めることとしている。このため、こうした目的に向けた協議のため、地域毎に将来人口を踏まえた需要等に関する推計を行い、地域医療構想における外来医療や在宅医療の確保の議論に資するデータについて都道府県に提供することとしてはどうか。

##### データの提供について

- 新たな地域医療構想においては、入院医療以外も対象とするため、協議にあたり必要となるデータも多岐にわたるが、NDBを用いたデータについては作成に一定の期間を要する。地域における地域医療構想の協議に資するデータのうち、国から提供可能なものについて、今後は毎年提供できるよう、2026年中から準備できるものから順次提供を開始することとし、活用状況を踏まえ提供データを追加、削除しながら、都道府県がこうしたデータ分析をできるための基盤の整備を行うこととしてはどうか。

### 協力医療機関との連携体制の構築

省令改正

■ 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

#### 【基準】

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。  
<経過措置3年間>

① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させができるよう努めることとする。

### 協力医療機関との連携体制の構築

省令改正

■ 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★

#### 【基準】

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させができるよう努めることとする。

○ 令和6年度介護報酬改定における、①高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化、②協力医療機関との連携強化にかかる主な見直し内容

## 高齢者施設等

【特養・老健・介護医療院・特定施設・認知症グループホーム】



### ①高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化

#### ■医療提供等にかかる評価の見直しを実施

##### <主な見直し>

###### ・配置医師緊急時対応加算の見直し

【地域密着型】介護老人福祉施設  
日中の配置医の駆けつけ対応を評価

###### ・所定疾患施設療養費の見直し

【介護老人保健施設】

慢性心不全が増悪した場合を追加

###### ・入居継続支援加算の見直し

【地域密着型】特定施設入居者生活介護】

評価の対象となる医療的ケアに尿道カテーテル留置、  
在宅酸素療法、インスリン注射を追加

###### ・医療連携体制加算の見直し

【認知症対応型共同生活介護】

看護体制に係る評価と医療的ケアに係る評価を整理した上で、評価の対象となる医療的ケアを追加

## ②高齢者施設等と医療機関の連携強化

#### ■実効性のある連携の構築に向けた運営基準・評価の見直し等を実施

##### (1)平時からの連携

- 利用者の病状急変時等における対応の年1回以上の確認の義務化（運営基準）
- 定期的な会議の実施に係る評価の新設

##### (2)急変時の電話相談・診療の求め

##### (3)相談対応・医療提供

- 相談対応を行う体制、診療を行う体制を常時確保する協力医療機関を定めることの義務化※1（運営基準）

##### (4)入院調整

- 入院を要する場合に原則受け入れる体制を確保した協力病院を定めることの義務化※2（運営基準）
- 入院時の生活支援上の留意点等の情報提供に係る評価の新設

##### (5)早期退院

- 退院が可能となった場合の速やかな受け入れの努力義務化（運営基準）

## 在宅医療を支援する地域の医療機関等



- 在宅療養支援診療所
- 在宅療養支援病院
- 在宅療養後方支援病院
- 地域包括ケア病棟を持つ病院

等を想定



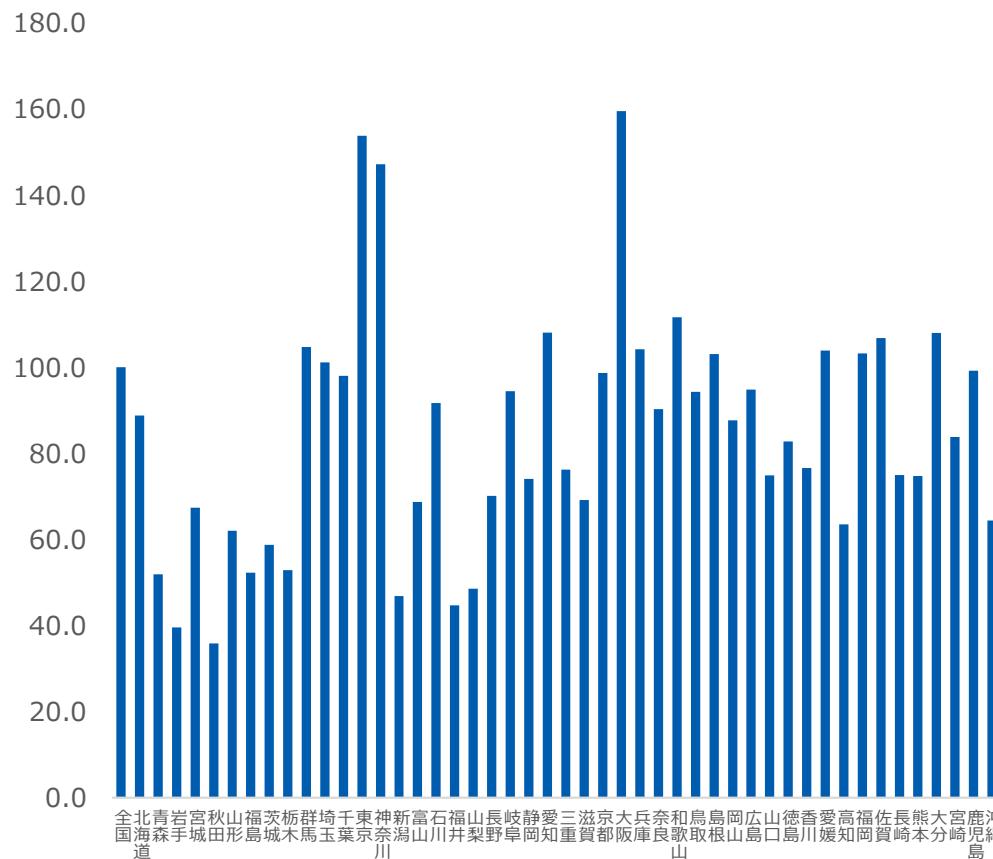
※1 経過措置3年。（地域密着型）特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護は努力義務。※2 介護保険施設のみ。

# 訪問診療患者数の地域差、訪問診療患者数と介護保険施設定員数の地域差

在宅医療と介護保険施設は患者像が重複する場合があり、地域の資源に応じてサービス提供が行われている。訪問診療患者数に係る地域差については、介護保険施設定員数と合わせると地域差は縮小する。

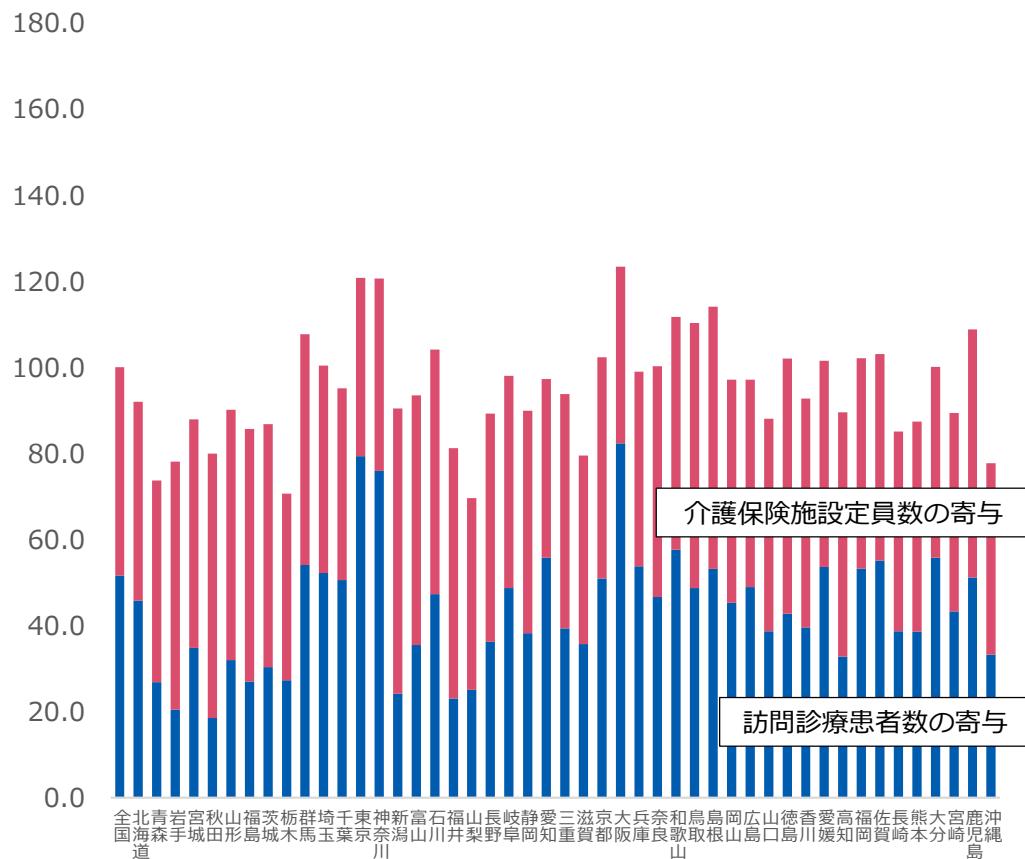
訪問診療患者数の65歳以上人口比

(指数：全国=100) (変動係数0.32)



訪問診療患者数と介護保険施設定員数の65歳以上人口比

(指数：全国=100) (変動係数0.13)



資料出所：NDBデータ（2022年10月分）、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（2022年）及び総務省「住民基本台帳人口」（2023年1月）を基に厚生労働省医政局地域医療計画課において作成。

※ 訪問診療患者数については、65歳以上の者に限る。

※ 介護保険施設定員数については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の定員数の合計。

# 岡山県における在宅医療・介護保険施設の状況 (2023年4月)

| 二次医療圏 | 2020年<br>75歳以上<br>人口 |
|-------|----------------------|
| 全国    | 18,601,808           |
| 岡山県   | 304,008              |
| 県南東部  | 137,340              |
| 県南西部  | 111,336              |
| 高梁・新見 | 13,637               |
| 真庭    | 9,661                |
| 津山・英田 | 32,034               |

| 在宅医療<br>利用者数 | 全国<br>シェア<br>県内<br>シェア | 75歳以上<br>1,000人<br>当り | 偏差値<br>*全国は<br>標準偏差 |
|--------------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 1,477,229    |                        | 79                    | (35)                |
| 28,202       | 1.9%                   | 93                    | 54                  |
| 13,083       | 46%                    | 95                    | 54                  |
| 12,000       | 43%                    | 108                   | 58                  |
| 271          | 1%                     | 20                    | 33                  |
| 366          | 1%                     | 38                    | 38                  |
| 2,482        | 9%                     | 77                    | 49                  |

| 介護保険<br>施設定員<br>(病床)数 | 全国<br>シェア<br>県内<br>シェア | 75歳以上<br>1,000人<br>当り | 偏差値<br>*全国は<br>標準偏差 |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 1,036,035             |                        | 56                    | (14)                |
| 18,664                | 1.8%                   | 61                    | 54                  |
| 8,067                 | 43%                    | 59                    | 52                  |
| 6,217                 | 33%                    | 56                    | 50                  |
| 1,168                 | 6%                     | 86                    | 71                  |
| 848                   | 5%                     | 88                    | 73                  |
| 2,364                 | 13%                    | 74                    | 63                  |

| 在宅医療<br>+介護保<br>険施設定<br>員(病床)数 | 全国<br>シェア<br>県内<br>シェア | 75歳以上<br>1,000人<br>当り | 偏差値<br>*全国は<br>標準偏差 |
|--------------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 2,513,264                      |                        | 135                   | (31)                |
| 46,866                         | 1.9%                   | 154                   | 56                  |
| 21,150                         | 45.1%                  | 154                   | 56                  |
| 18,217                         | 38.9%                  | 164                   | 59                  |
| 1,439                          | 3.1%                   | 106                   | 41                  |
| 1,214                          | 2.6%                   | 126                   | 47                  |
| 4,846                          | 10.3%                  | 151                   | 55                  |

出典：日本医師会総合研究機構WP NO.472 「地域の医療提供体制の現状 -都道府県別・二次医療圏別データ集- (2023年4月第9版) (2023年6月)」を元に作成

## 制度施行に向けた基本的な考え方

- 今後、複数の慢性疾患、医療・介護の複合ニーズ等をかかる高齢者が増加する一方、医療従事者のマンパワーの制約がある中で、地域の医療機関等や多職種が機能や専門性に応じて連携して、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスのもと、必要なときに必要な医療を受けられる体制を確保することが重要。
- このため、かかりつけ医機能報告及び医療機能情報提供制度により、
  - ・「かかりつけ医機能を有する医療機関」のかかりつけ医機能の内容について、国民・患者に情報提供し、国民・患者のより適切な医療機関の選択に資することが重要。
  - ・また、当該内容や今後担う意向について、地域の協議の場に報告し、地域で不足する機能を確保する方策を検討・実施することによって、地域医療の質の向上を図るとともに、その際、「かかりつけ医機能を有する医療機関」の多様な類型(モデル)の提示を行い、各医療機関が連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化するように促すことが重要。
- かかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修の充実、医療DXによる情報共有基盤の整備など、地域でかかりつけ医機能が発揮されるための基盤整備等に取り組むことが重要。

## 報告を求めるかかりつけ医機能の内容（主なもの）

### 1号機能

- 継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
  - ・当該機能を有すること及び報告事項について院内掲示により公表していること
  - ・かかりつけ医機能に関する研修※の修了者の有無、総合診療専門医の有無
  - ・診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、一次診療を行うことができる疾患
  - ・医療に関する患者からの相談に応じることができること
- ※ かかりつけ医機能に関する研修の要件を設定して、該当する研修を示す。

※ 施行後5年を目途として、研修充実の状況や制度の施行状況等を踏まえ、報告事項について改めて検討する。

### 2号機能

- 通常の診療時間外の診療、入退院時の支援、在宅医療の提供、介護等と連携した医療提供

※ 1号機能を有する医療機関は、2号機能の報告を行う。

### その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動、教育活動、今後担う意向等

## 地域における協議の場での協議

- 特に在宅医療や介護連携等の協議に当たって、市町村単位や日常生活圏域単位等での協議や市町村の積極的な関与・役割が重要。
- 協議テーマに応じて、協議の場の圏域や参加者について、都道府県が市町村と調整して決定。
  - ・在宅医療や介護連携等は市町村単位等（小規模市町村の場合は複数市町村単位等）で協議、入退院支援等は二次医療圏単位等で協議、全体を都道府県単位で統合・調整など

## かかりつけ医機能が発揮されるための基盤整備

### 医師の教育や研修の充実

- かかりつけ医機能の確保に向けて、医師のリカレント教育・研修を体系化して、行政による支援を行いつつ、実地研修も含めた研修体制を構築する。
- 知識（座学）と経験（実地）の両面から望ましい内容等を整理し、かかりつけ医機能報告の報告対象として該当する研修を示す（詳細は厚労科研で整理）。
- 国において必要な支援を検討し、医師が選択して学べる「E-learningシステム」の整備を進める。

### 医療DXによる情報共有基盤の整備

- 国の医療DXの取組として整備を進めている「全国医療情報プラットフォーム」を活用し、地域の医療機関等や多職種が連携しながら、地域のかかりつけ医機能の確保を推進。
- 「全国医療情報プラットフォーム」による介護関連情報の共有が実施されるまでにも、医療機関、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等が円滑に連携できるよう、活用できる民間サービスの活用などの好事例の周知等に取り組む。

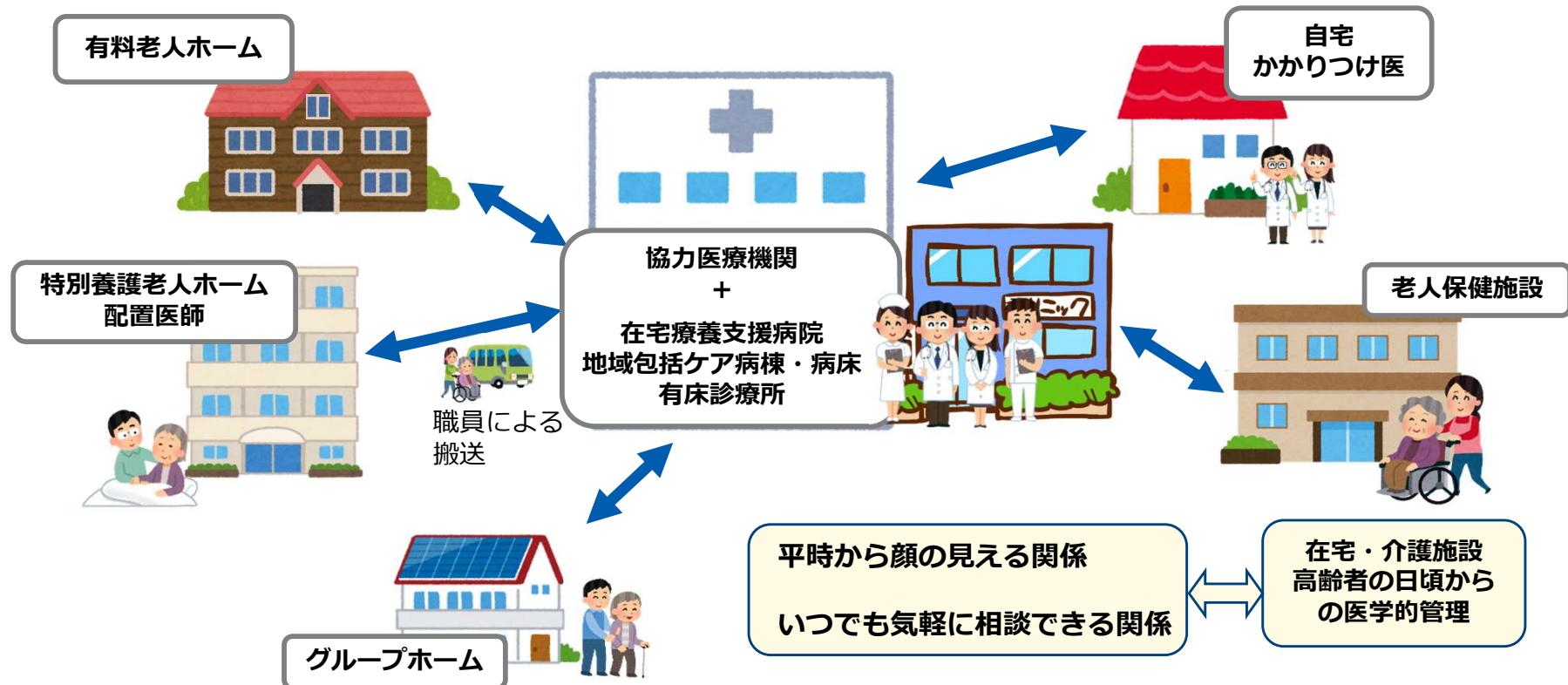
### 患者等への説明

- 説明が努力義務となる場合は、在宅医療や外来医療を提供する場合であって一定期間以上継続的に医療の提供が見込まれる場合とする。
- 患者等への説明内容は、疾患名や治療計画、当該医療機関の連絡先等に加えて、当該患者に対する1号機能や2号機能の内容、連携医療機関等とする。

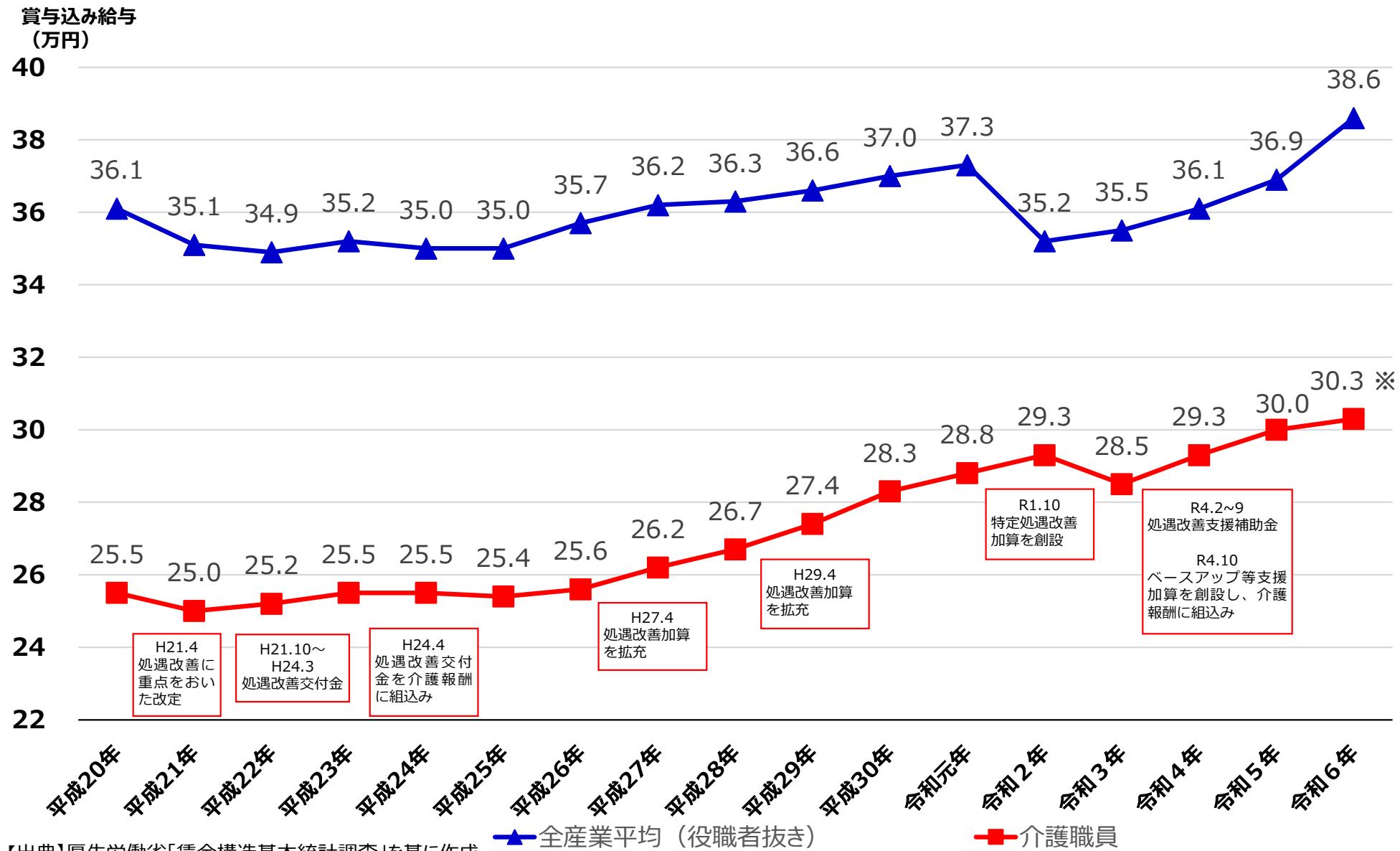
## 施行に向けた今後の取組

- 今後、制度の円滑な施行に向けて、関係省令・告示等の改正、かかりつけ医機能報告に係るシステム改修、かかりつけ医機能の確保に向けた医師の研修の詳細の整理、ガイドラインの作成、都道府県・市町村等に対する研修・説明会の開催等に取り組む。

## 日常生活圏における医療・介護ネットワーク



## 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移

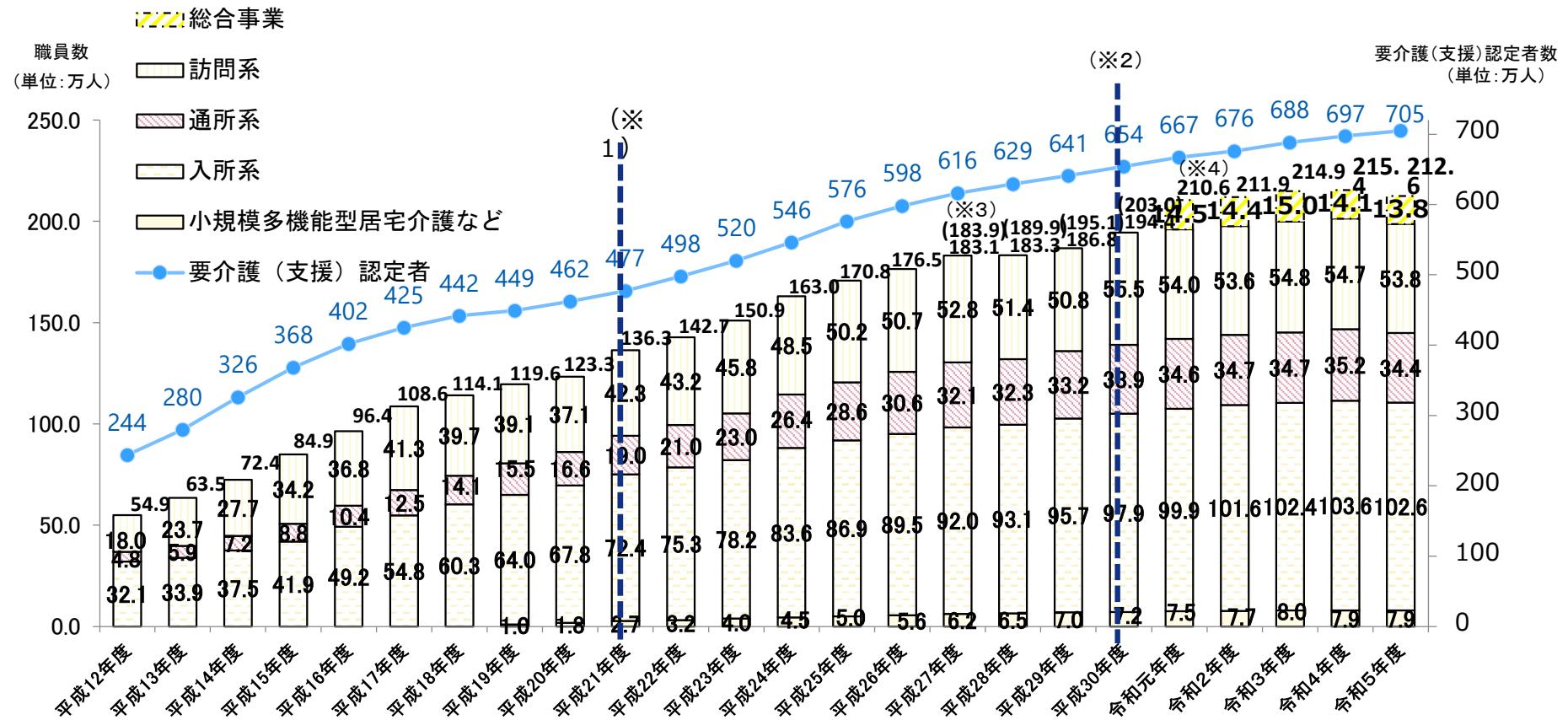


※1 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

※2 令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

## 介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

|           |   |
|-----------|---|
| 平成12～20年度 | 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。                      |
| 平成21～29年度 | 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となつたことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1) |
| 平成30年度～   | 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)  |

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

|           |  |
|-----------|--|
| 平成27～30年度 | 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかつたため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の( )内に示している。(※3) |
| 令和元年度～    | 総合事業も介サ調査の調査対象となつたため、総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)に従事する介護職員が含まれている。(※4)        |

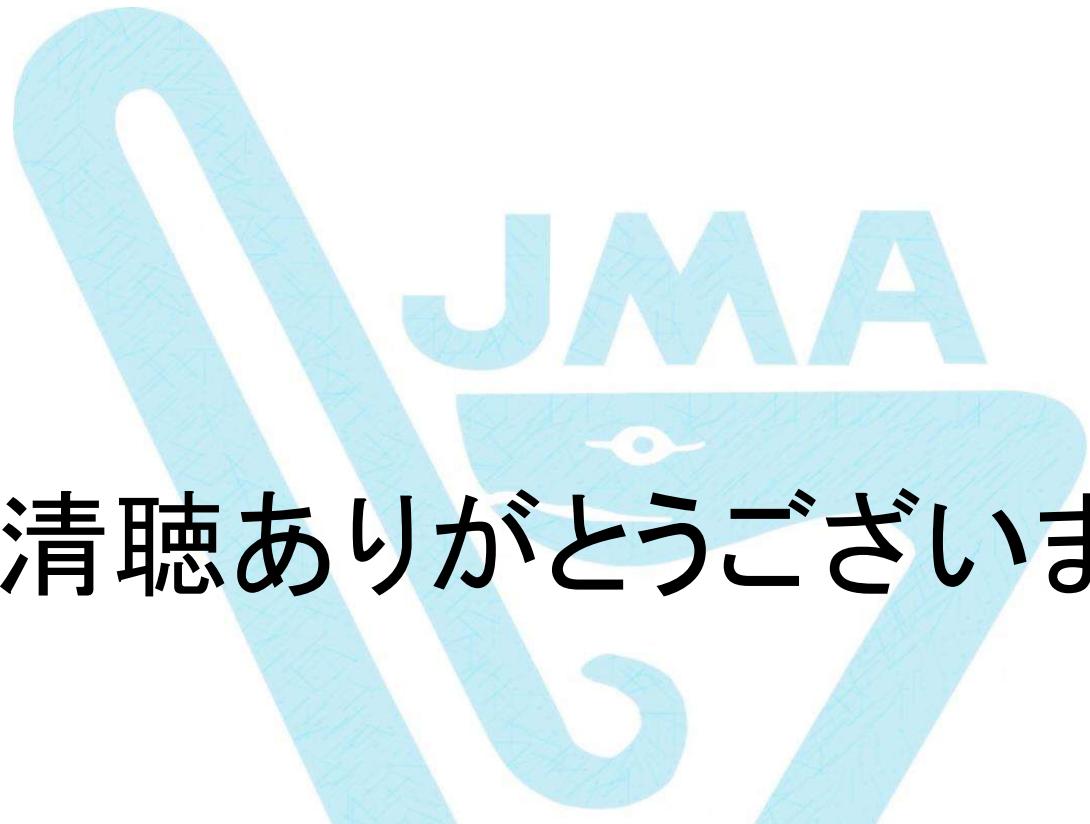
# 介護人材確保における現状と課題

---

- 介護は人に濃厚にサービス提供する究極のサービス業
- 介護職員は適性のある限られた貴重な人材である  
誰にでもできる仕事ではない 流出した職員は戻ってこない
- 介護経営情報はネガティブキャンペーン・事業者自助努力を超越
- 介護人材不足危機は誰もが共有しているはず・・・
- 物価高騰・インフレ社会のステージも踏まえた適正な待遇は?
- 介護人材確保=ICT・ロボット・高齢者の社会参加は有効か??
  - 介護職員の心に響く方策を やりがい醸成!
  - 感情労働/感情移入・利用者との関係性→幸せづくりの積み重ね
  - 人間関係・働きやすい職場等の離職理由への対策を
  - 待遇改善加算:職場環境等要件の廃止を 看護補助との格差?
  - 外国人材のスキームは馴染むか?
  - キャリアアップ・技術向上への取組・タスクシェア/シフトは?
- 人材紹介料による経営圧迫→ハローワークの機能強化を

# 2040年を踏まえた医療介護提供体制の最適化へ向けて

- 「地域医療介護構想」への変革と調整会議の活性化は不可欠  
→構成員への支援・市町村の協議の場の設置・行政の縦割りの克服
- 今後の医療介護需要推計は「現状投影型モデル」から「改革モデル」へ
- 直近の実績を踏まえた見直し修正を  
→医療計画策定年：2030年/2036年・介護保険事業計画中間年
- 治す医療と治し支える医療の役割分担と連携を  
→高齢者救急：急性期・包括期医療の役割分担と連携
- 医療機関の規模縮小化・連携・再編・集約化は現実的か？  
→経営・財務・継承・M&A・建築費・雇用・協調的集約化
- 地域の実情に応じた介護サービスの柔軟化と介護・住まい政策の連携
- 労働人口減少・他産業流出・学校定員割れ状況下における人材確保対策  
→離職防止・やりがい醸成・ドラスティックな処遇改善・ICT/AI
- 医療・介護施設の健全経営担保・社会資源有効活用を踏まえた政策を



ご清聴ありがとうございました

